

第4回座間味村議会定例会

第1日目

12月11日

平成30年第4回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年12月11日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成30年12月11日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成30年12月11日 午後4時27分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 平 讓 治	6 番	宮 平 清 志
	2 番	宮 平 喜 文	7 番	中 村 秀 克
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 勇		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	6 番	宮 平 清 志	1 番	宮 平 讓 治
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲	教 育 課 長	宮 平 壯 一 郎
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	副 村 長	宮 平 真 由 美		
	教 育 長	中 村 光 男		
	総務・福祉課長	松 田 力		
	産 業 振 興 課 長	中 村 悟		
	会 計 課 長	垣 花 健		

平成30年第4回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成30年12月11日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明（議案第48号～議案第63号まで）
7	議案第48号	平成30年度座間味村一般会計補正予算（第5号）について
8	議案第49号	平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
9	議案第50号	平成30年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）について
10	議案第51号	平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
11	議案第52号	平成30年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
12	議案第53号	座間味村課設置条例の一部を改正する条例について
13	議案第54号	座間味村税条例の一部を改正する条例について
14	議案第55号	座間味村支給認定及び保育施設等の利用調整等に関する条例の制定について
15	議案第56号	座間味村特定保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の制定について
16	議案第57号	座間味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
17	議案第58号	座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
18	議案第59号	座間味村海洋体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
19	議案第60号	座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
20	議案第61号	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
21	議案第62号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
22	議案第63号	座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
23	発議第8号	普天間基地5年以内運用停止の遵守を求める議会決議

○ 議長（中村秀克）

ただいまから平成30年第4回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 宮平清志議員及び1番 宮平讓治議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りした報告のとおりです。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

平成30年9月14日～平成30年12月11日

9月18日	沖縄県町村議会議長会定例役員会	
〃	例月出納検査（特別会計・航路会計）	
〃	例月出納検査（一般会計）	
9月22日	慶留間小中学校運動会	
9月28日	平成30年第2回座間味村議会臨時会	（開会）
9月29日	平成30年第2回座間味村議会臨時会	（休会）
9月30日	平成30年第2回座間味村議会臨時会	（休会）
10月 1日	平成30年第2回座間味村議会臨時会	（休会）
10月 2日	平成30年第2回座間味村議会臨時会	（本会議）
10月 3日	座間味幼小中学校運動会	
10月 6日	阿嘉幼小中学校運動会	
10月 9日	故翁長元沖縄県知事県民葬	
10月10日	沖縄県町村議会議長会定期総会	
10月11日	沖縄県離島振興市町村議会議長会臨時総会	
10月12日	沖縄県町村議会議員・事務局職員研修会・交流会	
10月19日	沖縄県町村議会事務局長連絡会議	
10月24日	例月出納検査（特別会計・航路会計）	
10月25日	例月出納検査（一般会計）	
10月29日	南部広域市町村圏事務組合議会定例会	
10月31日	南部広域行政組合議会全員協議会・定例会	
11月 7日	沖縄県町村議会広報研修会	
11月 9日	平成30年第3回座間味村議会臨時会	

11月14日	南部地区町村等監査委員協議会研修会
〃	沖縄県町村監査委員協議会臨時総会・研修会
11月15日	監査（那覇出張所）
11月16日	飲酒運転根絶県民大会
11月20日	第37回離島振興市町村議会議長全国大会
11月21日	第62回町村議会議長全国大会
11月22日	南部地区市町村議会議長会行政視察研修
11月23日	緑の育樹祭
11月26日	例月出納検査（特別会計・航路会計）
11月27日	例月出納検査（一般会計）
11月28日	沖縄県町村議会事務局職員研究会定例総会・研修会
12月4日	全員協議会
12月11日	平成30年第4回座間味村議会定例会

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。きょうも一日よろしくお願いをいたします。

それでは行政報告を行います。平成30年第4回座間味村議会12月定例会行政報告。平成30年第3回座間味村議会定例会以降の主な事項について、行政報告をいたします。詳細につきましてはお手元にお配りしているとおりでございますので、説明を省略させていただきます。以上です。よろしくお願いをいたします。

行政報告

平成30年12月11日

平成30年第3回座間味村議会定例会（平成30年9月13日）以降の主な事項について行政報告いたします。

平成30年	9月17日	3島敬老会
	9月18日	（株）南西来訪（ドローン関係）
	9月19日	（株）アイ・ピー・エス宮里様面談
	〃	内閣府意見交換会
	9月20日	座間味偕生園敬老会
	9月21日	自民党青年局松本代議士来訪（政務）
	9月22日	慶留間校運動会
10月	1日	北那覇税務署副所長表敬
10月	2日	沖縄県農林水産部長面談
	〃	第2回臨時議会
10月	3日	座間味幼小中学校運動会
10月	6日	河嘉幼小中学校運動会

10月 9日	故翁長雄志沖縄県知事県民葬
10月11日	環境省那覇事務所打合せ
〃	沖縄県港湾協会総会
10月12日	地域公共交通会議
10月14日	琉球リハビリ専門学校理事長懇談会
10月16日	エニタイムフィットネス記者会見
10月19日	円応教慰霊祭・平和基金贈呈
10月20日	村民大運動会
10月22日	南部市町村会理事会
〃	南部広域行政組合理事会
10月23日	南部振興会理事会
〃	南部市町村県事務組合理事会
10月24日	沖縄県町村会視察研修福島県（26日まで）
10月29日	沖縄県経営者協会講話
10月31日	沖縄県へき地研究発表大会役員表敬
11月 1日	沖縄県企業局面談
〃	イノシシ駆除事業検討会
〃	沖縄県地域振興対策協議会理事会
〃	沖縄県町村会理事会
11月 3日	宮腰沖縄担当大臣懇談会
〃	特定局長会沖縄地方会主催「地方創生フォーラムパネリスト」
11月 5日	沖縄県一斉津波避難訓練
11月 6日	介護保険広域連合会議
〃	沖縄県町村土地開発公社理事会
〃	沖縄県地域振興対策協議会総会
〃	沖縄県町村会定期総会
〃	沖縄県後期高齢者医療広域連合説明会
〃	沖縄県離島海運振興株式会社取締役会
11月 7日	沖縄県過疎地域振興協議会定例会
〃	沖縄県離島振興協議会理事会
11月 8日	エクセル航空部長来訪
11月 9日	第3回臨時議会
〃	エニタイム社長来訪
〃	国際さんご礁年
11月12日	沖縄県議会議長表敬
〃	老人クラブ旅行（13日まで）
11月14日	平成31年度国庫要請
11月15日	全国過疎地域自立促進連盟定期総会
〃	全国簡易水道整備促進大会
11月16日	琉球銀行訪問

	〃	南米訪問発表会
1 1 月 1 8 日		全国育樹祭
1 1 月 2 0 日		那覇年金事務所長表敬
	〃	沖縄県企画部市町村課長表敬
1 1 月 2 1 日		座間味村総合教育会議
1 1 月 2 2 日		満喫プロジェクト地域協議会
	〃	沖縄県過疎地域振興協議会定例会総会
	〃	沖縄県離島振興協議会定例総会
1 1 月 2 3 日		離島フェアオープニングセレモニー
1 1 月 2 4 日		座間味島ファン感謝月間挨拶
1 1 月 2 6 日		沖縄県自治会館管理組合監査
	〃	南部市町村定例総会
1 1 月 2 7 日		沖縄県町村会政務調査等懇談会
	〃	沖縄県東京事務所意見交換会
1 1 月 2 8 日		全国町村長大会
	〃	遠山清彦衆議院議員面談
1 1 月 2 9 日		水産業関連全国大会
	〃	全国観光所在町村協議会理事会・総会
1 2 月 1 日		NAHAマラソン開会式
1 2 月 2 日		NAHAマラソンスタート
1 2 月 5 日		海上自衛隊面談
	〃	浄水場建設意見交換会
1 2 月 6 日		不発弾処理

○ 議長（中村秀克）

日程第5．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いします。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

おはようございます。ことしもあつという間に年末となりまして、何かと忙しいかと思いますが、お互いに健康に留意して、またいい年が迎えられるようによろしく願いいたします。きょう一日よろしく願いします。早速ですが、通告書に従いまして4点質問いたします。

まず1点目ですが、ことしの9月末から10月初めにかけて、立て続けに上陸した台風24号、25号の影響により、約60メートルにわたって陥没等の災害があった慶留間・阿嘉線ですが、住民の皆さんにはたび重なる被災で大変御苦勞なされたことと思います。ただ、職員数人が休日を返上して対応していただいたおかげもありまして、19日後には仮設道路ができて、自動車の通行も可能となりました。その対応の早さはぜひ評価していただければと思います。さて、応急処置は済みましたが、今後の対策ですね、また災害の査定など進捗状況を伺います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

おはようございます。お答えします。村道慶留間・阿嘉線の災害査定は12月18日に予定となっております。被災査定箇所は仮設道路を通している箇所と慶留間集落手前の2カ所となっております。今後の対応といたしまして、被害の大きい箇所は消波ブロックの重量を変更し、舗装につきましてもコンクリートに変更する予定となっております。また慶留間集落手前の箇所につきましては、被災した25トンブロックの再利用とあわせ、消波ブロックの流出分については新たに製作する予定となっております。護岸につきましても、基礎部分が浮いている箇所は作り直すというふうになっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

今の答弁ですと、消波ブロックは大きくなるけれども、あとはもとのとおりということなんですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

消波ブロックですね、大きくなります。そして先ほど言った舗装部分はアスファルトからコンクリートへ、護岸に関しましては今の部分を切り取って、取り除いてですね、新たに作成して整備をする予定となっております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

じゃあ、ほぼ原状復帰という形ですよ。余り変わらないという感じですね。私の記憶では、たしか今回で4回目の災害になるんじゃないかなと思っているんですけども、今回のような台風が異常気象でなく、それが普通になりつつあるわけです。原状復帰してもまた同じような災害が起こることは可能性大ですよ。それこそ無駄なお金になると思うんです。もう数回です。県内でも被災地域が多くて、沖縄県の負担金もかなり大きく大変だと思うんですけども、もちろん座間味村より大きな被災地域はありますけれども、この慶留間・阿嘉線の災害は初めてじゃないんですよ、もう何度も同じようなことを繰り返しているわけですから、原状復帰に近い感じでは意味がないと思うんです。なので、もっと特別な支援をお願いすべきだと思いますけれども、そこら辺はどのような見解ですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

先ほども答弁したとおり、被害の大きかった消波ブロックの重量を変更し、舗装につきましてもアスファルトからコンクリートへ変更する予定となっております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

だから原状復帰ではなくて、多少は強くなるということですね。これは査定を待たないでそのように変更は可能ですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

前回、先ほども宮平議員からありましたとおり、前回被災した箇所に関しては25トンブロックを積んでおりますので、そこもブロックの重量を変更するのは可能だと捉えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

たしか二度目か3回目の災害のときに、今の小池東京都知事が大臣のとき、災害視察で来島されたときには、たしか原状復帰以上の対策をしていただいたことも記憶にあるんですけども、今回もそのエリアだけテトラも大きいので災害を免れているようなんですけども、そのときには激甚災害指定としての適用だったんですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

済みません、その辺はちょっと私のほうでは把握しておりません。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。今回、ブロックもアスファルトも強くするということですが、また同じ災害の可能性はあると思うんです。どうにか特例措置が適用できるように、我々議員団と担当、また村長と同行して県に要請しなければならないと思いますけれども、ちょっとこの事案に関しては村長からも見解を伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

村道慶留間・阿嘉線の災害につきましては、これまでもたびたび起こっておりますが、それぞれの被災箇所というのは違うんですね。要は最初に被災したところはそれなりの補強もさせていただきながら、また次の別の場所が災害になっているということで、今回被災したところも前回とは別の場所になっている。要は、例えば消波ブロックの大きさが小さかったということも含めて、そういった災害で復旧した場所よりも弱いところが結局崩れているというのが現状としてございます。そういった状況も踏まえながら設計をする段階で、今回はその一番ひどかった部分に関しましては、先ほど担当課長が申し上げましたように、アスファルト舗装をコンクリート舗装に変える。それと消波ブロックの重さを大きなものに変更して、今査定を受けるということまで来ております。国の査定ですので私たちが一概に言えませんが、私たちが考えているとおりに査定が特に修正がなければ、これまでの被災した場所に関しては、これまでの道路の構造よりは強度が増す構造になることは間違いございませんので、特段その辺は心配はしておりません。ただ、先ほど宮平議員から指摘がありますように、その査定の中で大きな消波ブロックにする必要があるのかという指摘があった場合には、またいろいろな検討事項、あるいは私たちがなりの行動といいますか、要請活動等が出てくるかもしれませんけれども、今のところはその査定を見守るというのが現状でございます。前回も話をさせていただきましたけれども、災害の場合は、基本は原状復旧というのは大前提でございますので、その国のルールに基づいた形でいろいろな仕事をさせていただいている現状もあることは御承知おきいただきたいと思いますが、現状といたしましては、今回、国に査定をしていただく内容としては、前回よりも、前回の道路構造よりも強度が増した形をつくっていくという、簡単に言えばそういうことになろうかと思っておりますので、ぜひこの辺は御承知おきいただければと思っております。また何かありましたときはこれまで同様御支えい

ただきますよう御協力のほうお願いいたします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。国のルールに沿ってということですので、仕方ないところもあると思うんですけども、ここ何年も被害を受けてきた慶留間の住民のストレスを察すると、早目に、台風が来ても不安にならないような道路にさせていただきたいと思います。私たちもほかの議員の方々にはまだ同意は求めていませんけれども、我々議員でできることはしていきたいと思いますので、ぜひよろしく申し上げます。続いての質問にまいります。

総合センター、離島振興総合センターですね、正式に言えば。その件です。歴史文化健康づくり拠点整備事業の計画に伴い、老朽化している総合センターの解体も行われると思いますけれども、その解体時期と、その後の跡地利用計画について、現時点でどの程度の構想が進められているか伺います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

お答えします。現在の総合センターの解体時期につきましては、基本的に今、今年度事業を発注しております港湾施設のほうに建設するビジターセンターの完成後となる予定となっております。また跡地の利用に関しては、現在、環境省が予定しているビジターセンター建設の候補地として考えており、こちら、村も予算などをまた鑑みながら解体時期については検討していきたいと思います。また跡地における施設建設については、環境省と連携し、住民説明会等を開きながら意見を集約して進めていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

公園をつくるのか、つくらないのか、ちらほら耳にするんですけども、そこら辺の計画はありますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

昨年ですか、1回環境省のほうで説明会等が行われまして、住民からそういった要望も出ておりましたが、まだ今のところどういった、具体的にやるかという計画はまだ決まっておりません。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。ありがとうございます。もし、そういう施設ができるのであれば、ちょっと私から少しアイデアがあるんですけども、頭の片隅にでも置いていただければと思うんですけども、内航路、みつしま、あれは子供たちで名前を公募して考えていただいたんですけども、この計画地にも公園等の施設ができるのであれば、そのときにも子供たちに公募をしたりしてもおもしろいんじゃないかなと思います。あとその年に生まれてくる子供、その家族ですね、そういう家族に記念樹を植えさせたり、そういうのもおもしろいかなと思います。観光客を交えながらのイベントにするとか、そこら辺も検討していただきたいと思います。これも少しちょっと大きな案件だと思いますので、村長からも意見を伺いたいです。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この件も私的には緑地帯がいいんじゃないかということのを庁舎内での職員との意見交換では出したりはしておりますが、確定しているわけではございません。設計も入っておりませんし、全体構想もできておりませんが、できれば環境省が今、ビジターセンターを座間味島にもつくりたいという大きな目標がありまして、この予算の期限もあと2年とかという話を聞いておりますので、できればその跡地を活用していただけたらいいのかなと思っております。これは決まったわけではないんですけども、そういった形で利用していただきつつも、緑地帯であったりとか、あるいはビジターセンターができた暁には、そこの近くにバス停をつくるか、いろいろなことができないかと。今の状況でいきますと、集落の全面にああいう大きな建物があると非常に圧迫感もありますので、ちょっと開けた形で利用ができればいいなというふうに私は個人的に思っておりますが、総務・福祉課長が説明したとおり、全く公園をつくるというのは決まっておりますが、いろいろな意見を集約しながら、跡地利用についてはしっかりと考えていきたいと思っております。ただ、先ほどの解体の時期ですけれども、財政との絡みもございまして、非常に剥離がひどくて、これで事故が起こってしまったのは元も子もございまして、できるだけ早く解体したいと、私個人的には考えているところです。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。ありがとうございます。島の正面ですから、ぜひ緑地化していただければと思います。家でいえば玄関、庭先と一緒に、とてもセンスが問われると思いますから、非常に楽しみにしております。よろしく願いいたします。

3つ目の質問に移らせていただきます。古座間味の遊泳のエリアの件ですね、これは添付もありますので、どうぞこれも見ながら進めてまいります。ことしの5月から古座間味ビーチの遊泳区域が制限されましたが、とても重要課題で、個人的にはもっと早目にやってもよかったんじゃないかなとは思っています。ただ、利用者の中には情報不足で制限を知らないままビーチまで足を運ぶ方も多々いらして、もちろん担当課も、役場のほうもホームページとかチラシ、ポスターでの周知はされていたんでしょうけれども、お客さんが情報収集しないでいらしたというのはしょうがないことだと思うんですけども、やっぱりすごく期待して座間味にいらしているお客さんなので、何かと改善も必要かと思って、今回ちょっと提案することにしたんですけども、実際、地元の業者、海に関係している業者からも幾つか相談がありまして、環境省との兼ね合いもあったと思いますので、まずは確認のために、エリア制限に至った経緯から伺います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

経緯ですけれども、これは各種団体等から環境省を含めたところからこういった意見がありましたので、意見交換会を持ちまして、今回の区域ということで設定しております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。じゃあ、本題ですけれども、添付資料をごらんになっていただけてください。満潮時のエリアですね、広げて従来のポイントでもシュノーケリングをしていただきたいという提案ですけれども、阿

嘉線が現時点の遊泳区域になっております。それがずっと満潮だろうが、干潮だろうが、このようなエリアでちょっと物足りないような感じになっております。私が提案したいのは、干潮時は黄色の点と点を線で結んだ部分、点は小さなブイをあらわしていると思ってください。満潮時にA地点からB地点へ人力になるんですけれども、ひもとブイを引っ張ってBのほうで固定して広げる。閑散期はピンクの三角のエリアを完全に遊泳禁止としていただきたい。時間帯とか期間、満潮時エリアを広げて素潜りしたら、やっぱり意味のないところもありますので、そういうところの詳細についてはまた関係者とか関係機関と検討をしていただいてもいいのかなと思っています。皆さん御承知のとおり、私は兼業で渡船業を営んでいるんですけれども、今回のエリア制限で1日当たりの利用客がかなりふえました、無人島に行かれるお客さんがですね。ちょっと今回は台風が多かったのでトータルとしては前年を下回ったんですけれども、これも台風が来なかったら小さな無人島にかなりお客さんが集中して、無人島に行かれるお客さんというのは人のいない、少ないところに癒やしを求めに行くので、そうしたお客さんをちょっとがっかりさせたこともありました。古座間味ビーチのようにサンゴがあったので、環境保全の効果がなくなることも懸念されます。なので、そこもちょっと無人島のことも考えながらということで今回出しているんですけれども、サンゴに関してですが、種類にもよると思いますけれども、ほぼだめになった状態から復活するのに8年から10年とも言われています。例えば踏んづけたり、フィンで傷つけた場合でさえも二、三年はかかるんじゃないかと言われていいますから、最低でも二、三年は、その期間は古座間味の遊泳区域の制限はしないといけないのかなと思います。ただ、その期間中に無人島にお客さんが集中しないように対策もとらなければいけないのかなと思っていますので、それも踏まえて考えていただければと思います。もう年末、ゴールデンウイークまではあと5カ月しかないので、ゴールデンウイークまでには、またこのエリアについても検討をしていただきたいんですけれども、ただ、今、閑散期、古座間味を見ていると、もう放置された状態になっています。だから今、逆に干潮時にお客さんがスーツを着て泳いで踏んづけても誰もわからない状態になっていますから、夏の制限が無意味になる可能性もあるので、早急な対応を求めますので、ぜひ課長よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

早急な対応を求めますので、ぜひよろしくお願いします。課長、見解を伺います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。今年度ですけれども、各種団体の提案もありまして、古座間味ビーチにおいてサンゴ礁保全のための遊泳エリアを設定いたしました。その経過も踏まえ、年度内に環境省、そしてダイビング協会等の関係機関と意見交換会を開催する予定となっております。その意見交換会の中で、次年度に向けての遊泳エリアの設定及びライフセーバー不在時の閑散期の対応についても意見交換会の議題とする予定となっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

もう閑散期に入っているんですけども、この意見交換会というのはいつごろ予定するかはまだ決まっていますか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

今、担当のほうで調整中となっております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

それじゃあ、早目の対応をよろしくお願いします。

続いて、4点目です。インフラ整備について。これは継続質問となっております。道路の修繕の件ですけれども、昨年の6月定例会でも質問したんですけども、座間味区の件になるんですけども、漁協から学校の東側門までの道路の修繕の件を伺ったところ、計画的に進めるとの答弁がありました。また、9月定例会にも喜文議員から道路の修繕の優先順位はどうなっているかなどの質問もあって、ランクをつけて順番に沿って進めていくという答弁がありました。その後、私も村道だけでなく細かい路地までチェックしてきたんですけども、課長の前の答弁にもあったように、確かに優先順位をつけて修繕する必要があるのは理解できました。まず、今の段階で優先順位がどこまで決まっているのか伺います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。6月定例会でも答弁したとおり、優先順位をつけて予算の範囲内で行ってまいります。予算につきましては、9月定例会におきまして補正予算を可決していただきましたが、既に修繕を行った村道後原線の一部を除き、修繕方法を検討中であり、年度内に整備を進めてまいりたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

そうしたらまだ優先順位、どこから仕掛けてというのはまだ全然決まっていない状況ですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

座間味地区に限って申しますと、今の私のほうに、手持ちの資料がありますので、その辺を後で皆さんのほうにお配りして、優先順位をはっきりさせたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。よろしくお願いします。最近オジー、オーバーたちからスージ道の悪さについてよく聞かされて、見に行くと、大小いろいろありますけれども、形もいろいろありますけれども、マンホールだけ浮き出て、その周りががたがたになって、オジー、オーバーたちが使っている歩行補助車ですか、手押し車も

通せないところも多々あります。本当に優しくない道が多すぎるなと思います。遠回りしないといけないから難儀さーというオジー、オバーたちもいて、それを言われると何も返事できなくて、本当に不憫に思えばかりだったんですけども、村長も立場上、言いにくいと思いますけれども、シラハマにかけての道も最悪ですよね、あっち。きのうもちょっと通ったんですけども、水もたまって、パイプも浮き出して、マンホールも飛び出して、向こうはお客さんもスーツケースが通せない状態です。いつも持って、重そうなスーツケースを持ってシラハマのほう、シラハマホテルのほうへ行っているんですけども、そういうスージ道に関して応急処置で何かクラッシャー入れて転圧するとか、私も調べてみたんですけども、マイルドパッチというアスファルト合成ですぐ、安くできるようなものもあるみたいなんですけれども、何らかの形で、せめてオジー、オバーたちの手押し車ぐらい通せるような感じでできないですか、課長。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

先ほども話したとおり、優先順位をつけて事業を進めていくというふうに答弁しました。今、ビーチコーラルで行ったほうがいいのか、それともコンクリートやアスファルトで行ったほうがいいのか、いろいろな意見がありますので、早急に意見を集約し、施工していきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。予算についても結構悩むところがあると思うんですけども、スージ道、末端まで待っていると、あと何年かかるのかなと思いますよね、本当に。座間味でいうと、今のお年寄りのおかげでトウマとか番所の長い山道を苦勞なさって舗装していただきました。ちょうど今の80代ぐらいのおじいちゃん、おばあちゃんたちじゃないですかね。このおじいちゃん、おばあちゃんたちが元気なうちに舗装して、楽にさせてあげないと意味がないんじゃないかと思うんですけども、そこをちょっと強く感じますので、ぜひ検討してください。私の質問は、4点以上です。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

次に2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

おはようございます。今、同僚議員、清志議員からもあったように、私も4点ほど質問しているんですけども、大半が再質問です。そういう件で、また重複するところもありますし、同僚議員が聞いていない部分をまた聞いたりとか、お答えになった分はお聞きしないという形で進めてまいりたいと思います。

まず1点目、歯科診療所について。私はこの1期4年間、この件に関しては1回も質問したことはなかったんですが、これは私にとっては最初の質問でありますけれども、当然、この新庁舎の新築に伴い、10年余り開業してきた座間味診療所が2014年の8月いっぱい終了しました。私その当初は、この新庁舎ができて、歯科診療所がどうなるかということで興味深く見守ってというところとちょっと大げさですけども、関心を持っていましたけれども、その後、この新庁舎の一部でやるところが予算がなくてできなかったとか、あるいは総合センターの一角でやるとか、それは村からもそういう形をお願いされているよという話をちらほら聞いた覚えがあります。その歯科診療所が機器類、あるいはコンピューター、パソコンシステムをリースしていて、リースもそのまま引き継いでいるという形で、後々診療所はあるんじゃないかというふうにお聞きしていました。ですから私は冒頭で申し上げたように、その件に関しては質問してきませんでしたが、最近になってこの乳幼児歯科健診、それから学童健診とかですね、今年度になって、それも本村にいた歯科医師

ではやらなくて、沖縄本島の耳鼻咽喉科等を含めた琉大かな、どこかの先生方が来てやるという話になると、あれ、これは今までの話とはちょっと違うんじゃないかと。ということは、ますます歯科診療所を本村から遠ざけて行っているような形にしか思えてしょうがない。そこで9月のある日、琉球新報に載っていましたけれども、歯科診療所はあるけど、医師がいない。というふうな見出しが載っていました。本村に関しては、歯科医師はいるけど、逆に診療所がないということですが、今後、私たち座間味村はもちろん人口も950人前後でここ何年か推移はしていますけれども、常日ごろ村長がおっしゃるように10万人以上の観光客ということで、非常にそういう面では一気呵成のことを言っていますけれども、やっぱり皆さんも経験があると思うんですけれども、歯痛というのは、急に来たり、なかなか耐えられるものではなくて、それから今、本村で歯科診療、特にこの冬場、高速船で11時10分那覇について、那覇、泊近郊の歯科診療所でしたら、午前の部の最後ぐらいで診療してお帰りにするというケースもないわけではないんですけれども、午後は2時から2時半の診療ということになって、当然、1泊2日ぐらいの日程でやらないと歯科診療はできないというのは、私が言うまでもなく、皆さんもそれは日々感じていると思うんですけれども、今後、この歯科診療所に関してどのようなことを考えているのか、その辺をまずお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

現在、喜文議員からお話がありましたように、本村に関しては、今歯科医療を確保できていない状況については、沖縄県の医療政策課、保健医療総務課、沖縄県医師会、地域医療振興協会と情報交換を終えているところであり、今後も沖縄県を初め、関係機関と連携をとりながら、この歯科診療のあり方について再検討していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

私が調べたところでは、離島で診療所がないのは本村だけじゃないかなと。もちろんお隣の、この前、私、フェリーで帰ってきたんですけれども、そこで議員、事務局、行政関係者も何名かいて、船の中でそういう話もしてきたんですが、もう約2年近く渡嘉敷は常駐していると。しかも彼らの言い分では、座間味は渡嘉敷よりも人口が多いし、どうにかなるんじゃないのかという話だったんですね。だからそういうことからすると、今離島に歯科診療所がないのは座間味だけですか、その辺をお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

まず、喜文議員からありましたように、渡嘉敷に関しても常駐ではありません。現在、離島に関して歯医者がないところは5カ所ありますが、そのうち2カ所に関しては歯医者の施設があります。ありますが、医者は常駐していないという状況になっております。渡嘉敷に関しても定期的に、回数はわからないですけれども、週に1回なのか、月に何回かと分けて巡回に来ているというのが現状でございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今、こっちに何名か委員、きょうは座間味出身の委員しかいないんですけれども、私、先ほど議会を開催する前に9時半ごろに渡嘉敷に電話を入れました。とすると、渡嘉敷は個人でやっているのか、村がやって

いるのか、運営形態をまだ聞いて、1時間前ぐらい。聞いたら、今は完全に2年前、もう約2年になるそうです、常駐だそうです。それでももちろん箱物は以前からありましたから、そして維持費はどうしているのかと聞きました。家賃、光熱費に関しては村負担だと。そしてうまく、それはもちろん離島でやるんですから、なかなか採算ベースは合いにくいので、その辺は双方ともに検討しながら、補填し合ったり、そうしたような形で運営すると。まだ1時間前にその話を聞いたばかりですよ。ですから、その辺からすると、今総務・福祉課長がおっしゃることとはちょっと違うんじゃないかなと思うんですけども、私が言いたいのは、せっかく14年間歯科診療をしてきて、ある程度の基礎、礎というのはできたと思うんです。私が言いたいのは、要は今までの医者を使ってくださいじゃなくて、今いる医者も使いながら、後々もちろん、先生方も年を召されます。こういう箱物とか、そういうものがあれば、本村だったら来る方はいると思います。ですからそういう意味から含めて、非常にそういう面ではちょっと、余り積極性がないんじゃないかなというふうに思います。それで私が冒頭に申し上げたように、なぜこの質問をしなかったかといいますと、二、三年前に、我々阿嘉区から選出された議員から、とりあえず歯科診療については質問しないでちょうだいということをお願いしました。それはなぜかと聞きました、同僚議員に。とすると、阿嘉出身者の関係者で、それは阿嘉出身の人なのか、嫁さんなのか、婿さんなのか、そういう血縁関係は知らないんですけども、座間味に来てやりたいということもあるので、その件に関しては余り触れないでほしいということと同僚議員から言われました。たまたま今いないんですけども、それは本当にそういうことがあったのかどうか。それともこれが現在、進んでいるのかどうか、ついでにそこまでお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の話は、阿嘉の出身の方なのか、という話ですよ。その話は聞いたことはあります。議会で議論はしたことはございませんというのがまず1つです。そういった方がいるということはあるがたいことですねという話をその方々としたことがありまして、歯医者の方と直接会ったことも、面識もございません。それはひとつ事実として話は聞いたことがございます。その中で議員の皆さんどうして一般質問するしないというのは私の把握するところではございませんので、そこは関知をしておりますが、そういった話を私も聞いておりますけれども、それとはまた別に、座間味村として、先ほど総務・福祉課長から話がありましたとおり、これからの本村における歯科診療に関する考え方というのは、まさしく情報交換は終わっておりまして、特に県との補助金を含めた絡みですね、これから座間味村にあるべき姿というのを模索していくところがございます。その内容につきましては、総務・福祉課長、それからうちの副村長のほうが詳しいですので、ちょっとどちらかからこれまでの現状を踏まえて、先ほどの阿嘉の話はもうこれで終わっていいですね。どういうふうな形で今話を進めてきて、これからどういう話し合いに持っていくのか、具体的にはまだ決まってはいませんが、答えられる範囲で私の部下のほうから答えていただきたいと思います。じゃあ、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

少し補足をさせていただきます。先ほど基本的なことは総務・福祉課長が答弁したとおりですけども、県のほうと意見交換会は、私と担当が行ってまいりました。その中で3,000名以上の人口だと診療は成り立つのではないかというアドバイスもいただいております。問題点として、やはり歯科医師の確保、それから診療所を建設しなければいけないというところ、歯科器材に関する費用がかなりかかるというところ、

また運営に関しての赤字補填ですね、そのようなものをどこがどのように負担していくのか、また補助金の活用も考えながら、今後導入していくかどうかというところを検討しているところです。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

話が曖昧しますけれども、今、乳幼児、それから学童というものの校医として、今期から外れているということであるんですけれども、そういった経緯はどういう形でそれに至ったんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

休憩していただけますか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

宮平壮一郎教育課長。

○ 教育課長（宮平壮一郎）

それでは教育委員会で担当しております学童のほうの幼児と生徒たちですけれども、これについては3月に前課長のほうでいろいろ調整させていたと聞いております。またこれについてはいろいろ学校、また幼稚園のこともありますので、私のほうで調べさせていただいて、確認してまた追って報告させていただきたいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。その辺も調べて、しこりのないような形で進めていっていきたいと思えます。私も村長も、ある席上で住民から、村長、歯科診療所をつくってくださいよと、一緒にどこかで、祝いの席上で。すると私はその住民に、きょうはこういう席じゃないから、これは何かあったら私たちを通していろいろやってくださいということで、一度、避けたことがありますけれども、先ほど副村長あるいは総務・福祉課長からもいろいろ経緯等も聞いてはいるんですけれども、そのリースをしている機器類というのはどんな形で継続、それとも全部契約解除したのか、その辺で、後々それをやるつもりだったからリースしていると思うんですよ、私の考えとしては、その辺をもう一度教えていただけますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今現在、その機器に関しては、庁舎内に置いております。その分の本人が負担しているところも、やはりそういった面に関しても村も負担しないといけないということで、実際は村が負担して行っているところではありますが、先ほども庁舎を建てる前にそういった話があったという話もありますが、現実にはできていないということなので、今後その機器を、喜文議員からありましたように、導入に向けては導入する際に、

もし来られる、医師とかその辺と確認しながら、この機材が使えるのかどうかも確認していつて、もし検討して歯科診療所を設立するのであれば調整を行っていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

いずれにしても、最終的に最後聞きます。歯科診療所は本村としては、これまでの流れを説明して、そこまで言うこともないんじゃないかとおっしゃると思いますが、つくると思っているんですか、それともまだまだ先、検討中ですか。最後に村長、それを教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この施設に関しましては必要な施設だということを認識はしております。ただですね、非常に私たち村の財政におきましても、あまり余裕があるわけでもございませんし、これまでの村政運営の中でも福祉、あるいは医療に関しても積極的に事業を進めてまいりましたが、定住促進とか、それ以外の医療でない部分への公共投資も非常に必要、重要な課題となっております。その辺をしっかりと見きわめた上でその歯科診療の設置に関しては考えていきたいと思っております。またこれは単費では、いわゆる一般財源だけではできないものだと認識しておりますので、沖縄県のほうにも補助事業があるように聞いております。そういったところも含めてどれぐらいの負担なのか。あるいはそれ以降の、先ほど副村長からも話がありましたが、運営に関する赤字補填的なもの、医師をどう確保していくのか等含めて、総合的に勘案させていただいて、その時期を判断させていただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

もちろん財政等のこともあります。ただ、周辺離島との絡みもあります。本村だけがないというのも非常に不名誉なこと、不名誉…ちょっと大げさですけども、座間味ならあるべきじゃないかということも私は考えておりますので、どうかこの辺、十分検討して前向きに取り組んでほしいと思います。その件に関してはとりあえず終わらせていただきます。

続きまして、離島フェア、この時期、私もこの何年かのうちに1回質問しました。同僚議員からもありました。せんだってもちろん離島フェアへ行ってきました。私たちも、今まで離島フェアというと旅費で我々が行っていたんです。当然、村長、議長はオープニングセレモニーで席もありますから、公務で行かれるのは当然のことをだと思わすんですけども、我々も視察を兼ねながらということで、長年の何か、議員の歴史みたいな形であったらいいんですけども、私たちは今回、大変申しわけないですけども、出展者も2店舗ぐらいしか聞いていないので、もう議員として旅費で行くのはやめようじゃないかと、お互い個人個人で行って、見てきて、それなりの感想を持ちましょうよと言ったら、もちろんお互い、全員が全員、そうだねということで、今回、私たち議員は旅費で行くことは避けました。ところが全員行っています。土曜日、向こうで少し催し物もあったものですから、何が言いたいかというと、もちろん2店舗、漁協と105ストアさん、はっきり言いますけれども、それは彼らにとっては御苦労さん、座間味村のために花を添えてくれてありがとうということはもちろん労をねぎらいたいですけれども、ただこととして30回です、平成30年、もう私も少なくとも二十五、六回は見に行っています。行けなかったのは、手前味噌で申しわけないけれども、子供たちがちょうど週末というのは少年野球にかかわっているころ、沖縄本島で出向とか割愛していると

きに二、三回行かなかったのは記憶しております。それ以外はコンベンションであろうが、今のセルラーであろうが、ほとんど行っています。一時期は、サンニンの葉っぱやらツワブキの漬物やらラッキョウやら、とにかく生活改善グループあるいは普及所からの技術向上、購入もして含めて非常に盛んな時期もありました。もちろん県知事賞もとったこともあるし、いろんなこともありますし、ところがこの二、三年、余りにもですね、表現が乏しいんですけれども、シッピレているというか、貧弱というか、皆さんほとんど行かれたと思うんですけれども、与那国商店街とか本村より小さな島が5店舗も6店舗も出して、私はこの離島フェアというのは、座間味のある面での島外的に売り込みをする絶好のチャンスだと思っているんです。それが余りにも、この二、三年貧弱過ぎる。村長もことし年度当初から町村会の副会長、離島振興協議会、そういうたもろもろの役員等も兼ねているはずです。ですからそういう形からしても、やっぱり村長としても本村の島外的な売り込みに対して、いまいち、いまにも、余りにも乏しいんじゃないかと思っているんですけれども、その辺どういふふうな考え方が、ちょっとお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。特産品につきましては、漁協や個人の方により、さまざまな商品が商品化されてきており、座間味港ターミナルにおいて島ムン市場が開催され、評判も上々と伺っております。一方、販売を島内限定で行っている品目が多くあり、離島フェア等で販売する商品につきましては限られている状況にもあります。今後ですね、生産者がどのような支援を必要としているのかなど、意向を伺いながら支援のあり方を考えていきたいというふうに考えております。また、以前、生活改善グループが取り組んでまいりました商品につきましても、再度商品化ができないか、そして技術の継承とあわせて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

いつも質問されると、そういう形でお答えは出てきます。ところがさっきも言ったように、この二、三年、努力の後が全然見えないと。今、観光協会の窓口でも、例えばですよ、ジャムとかパンとか、いろんなことも、そんな大量じゃないんですけれども、売っています。そういうことも少し取り組みながらやっていかないと、村長もなかなか顔向けできないかなと思うんですけれども、村長最後にその離島フェアに関しての見解、あるいは感想等、今後の取り組みもひとつお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

離島フェアにつきましては、まず地元でしか買えないような特産品を中心に各離島自治体、離島が持ち寄り、そこで買ってもらう。ここで新たな販路を拡大するというのも一つの目的ですし、郷友の皆様に来ていただいて、地元の芸能を楽しみながら食べていただく、あるいは買っていただくというのも一つの考え方として、いろいろな形で、離島の活性化を含めた形でのフェアとして30年間、これまで多くの方々に愛されてきたイベントだと考えております。一方で座間味村におきましては、これまでラッキョウの甘漬け、あるいは味噌とか、喜文議員がおっしゃっていたようにいろいろなものを生活改善グループという方々が一生懸命頑張って商品化をして販売をしてきました。これがなくなった原因、直接の原因といたしましては、やはり二一・ざまみを設立したときに、そちらに特産品開発の製作を移したことも一応大きな要因になって

いると思います。しっかりとその辺がうまくいかなかったということも踏まえて、二一・ざまみは最終的には破綻をするわけですが、その一方で、ことしは105ストアがヤマモ酒、それと漁協が食堂と海の幸を加工した加工品の販売ということで、両店舗とも非常に売り上げを伸ばしたというふうに聞いておまして、非常に私も喜んでいますが、先ほどの生活改善グループがつくっていた味噌とかラッキョウの甘漬け等に関しまして、あるいは佃煮もそうですが、その期限定の商品であったということも事実としてございます。漁協が出している商品、あるいは105ストアが出している商品というのは、基本的に通年で販売がされている商品でもありまして、そういった意味では私としては、やはり通年で買える、購入ができる商品をつくっていかねばいけないんじゃないかなというふうに考えているところでございます。先ほど課長が話をしたように、生活改善グループがしっかりとつくっていたラッキョウにしても、その時期しかつくれないということがございましたので、やはりそこを改善する必要があったのかなというふうに思っておりまして、そこが改善できてれば、未だにそれが続いていたんじゃないかというふうに思っておりますので、やはり通年でつくれる特産品を開発していくことがとても大切だということが1つ、それとそれをやるに当たっては、やはり行政だけではなかなかできなくて、生産者の意欲があり、その意欲をサポートする行政だったり、あるいはここには農協はありませんけれども、農協だったり漁業協同組合というところがサポートしていくというのが理想の形だと思っております。そういったものも含めて、これから先、座間味村の観光地だけではなくて特産品あるいは1次産業にも目を向けながら、いろいろな施策展開ができればと思っておりますが、何分先ほども話したとおり、行政だけではできるものではないので、議会の意見も拝聴しながら、あるいは生産意欲のある方々をしっかりとサポートしながら、これまで以上に頑張っていきたいと思っております。また漁業協同組合に関しましては、いろいろな特産品あるいは食事のメニューを考えておりますので、そういったところはさらにしっかりとサポートしていただきたいというふうに考えているところでございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今おっしゃるように、確かにそういうこともあるんですけども、やっぱりある程度支援して、何らかの形でもう少し、あと二、三店舗ぐらいふやすとか、もっと郷友を呼べるような足がかりをつくっていただきたい。それとですね、出店している皆さんに聞くと、そこでのリース料が発生すると。このリース料は何かと聞いたら、やっぱりここに置いている冷蔵庫とか保冷庫とか、そういうものをやっているのだから売り上げからそれを引くとなかなか採算性はちょっとあるかないかということで、もう少し村のほうにも援助をいただきたいというのが御意見だったんですけども、その辺に関してはどうですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

村から離島フェア出店業者への補助内容といたしまして、まず出店料を負担しております。それから備品、リース料、そして冷凍コンテナ、衣装ケース等の負担を行っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは、じゃあ100%やっているわけですか。今、出展者に聞くとその負担が少し大きいというようなことを二、三お聞きしたものですから、これを聞いているわけですが、それは村としては全額負担し

ていますか、その辺をお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

全額負担しているというふうに私は捉えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

じゃあ、その辺は出店者に少し確認して、もし、向こうが間違っていれば、あなたたちが間違っているんだよということで、それはそこでまた説明をしていきたいと思います。いずれにしても、やっぱりもう少し座間味村を内外的にもこの分野でアピールしていただきたいというふうに重ねてお願いを申し上げます。

続きまして、環境全般にということはもちろん同じこと、それから先ほど清志議員からもありました。若干重複するところもありますけれども、聞いたことは聞かない、あるいはまた私なりの見解で御質問させていただきたいと思います。まず、これも何回も聞いたことですが、イノシシ、先ほど言ったように、この前フェリーで渡嘉敷へ行ってまいりました。渡嘉敷は年間100頭ぐらい捕るらしいです、イノシシを。座間味はこれまでイノシシ、まず単純な質問ですけれども何頭ぐらい捕りましたか、この1年ぐらいで。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

3頭となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。これはこれまでも何回も同僚議員、あるいは私も過去に質問したことはありますけれども、効果として、イノシシ駆除、あるいはイノシシの確保、効果として今、どのようなものが見られているのか、あるいは全くなのか、どういう推移で、島民も非常にそれは関心持っているもので、どのような形で行われているのか。それを少し詳しく教えていただけますか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。箱わなを設置しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

それに対して効果はありましたですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

先ほども答弁したとおり、3頭を捕獲しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは今後は、どのような形で、さらに、何というんでしょうか、こういう言葉は、どのような形でさらに、まだたくさん捕れるような施策等はあるんですか。その辺を教えてくださいませんか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

イノシシ対策に関しましては、今年度より環境省が交付し、県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、捕獲に向けての事業を国、そして県、渡嘉敷村と合同で実施しているところであります。具体的に申しますと、今年度は現況調査、そして計画の策定、捕獲の実施、効果的な捕獲、方法の開発、そして平成31年度には村内のハンター育成、捕獲の実施、平成32年度からは村主体で継続的な捕獲の実施を行っていくこととなっております。行政といたしましても、鳥獣対策防止対策交付金を活用した狩猟免許取得事業等の実施や恩納村で実績を上げている野生鳥獣防止剤を購入し、畑を取り巻くように敷き詰める方法を実施する予定となっております。また、村民、そして観光客への安心、安全のため注意看板等の設置も早急に実施していく予定となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今、課長がおっしゃったことはぜひ早目に取り組んで、本当に成果があるようにやっていただきたいと思います。実はちょっとそれですけども、当然皆さん御承知のように、この時期、本村で唯一、冬型の農業、ジャガイモ、ニンジン、タマネギ、あとラッキョウ等ですね、阿佐線に行く、学校の体育館の横、それから白浜の横のほう、10キロのジャガイモを植えたら、残ったのが1株しか残っていない。1つだけ芽が出ています。残りは種芋で植えて、翌日に全部やられたんですね。その人いわく、もうしょうがないよと。別に農業で飯食っているわけではないんだからということですけども、今そこ大々的に隣に譲治議員がいますけれども、相当整地していろんなものを植えています。それに対する被害等は本村のほうには入ってきてないですか。何名かからは聞いていますけれども、被害があったときに役場でどういうふうにしたらいいんですかとか、あるいは個人としてどういうふうにしたらいいんですかと、そういった相談もありますから、ちょっとお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

被害があったということは聞いておりまして、ことしの、年度で言いますと、平成29年度には被害状況等の写真も撮っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

写真も撮って、この時期しか本村は今、先ほど離島フェアのときにもありましたけれども、特産まではいかないにしても、この時期しかやっていない農業ですから、やっぱりそれも非常に大事です、自給自足そういった面からしてもですね、非常に大事なものです。その辺は、お互い一緒に協力しながら、先ほどの資料とか、いろんな計画を練っているということは、早目に取り組んでほしいと思います。じゃあ、その件に関しては重ねてお願いを申し上げて終わりたいと思います。

続きまして、観光案内板、これはですね、私が言っている観光案内板は、先ほどから言うように、林道とか道路とかは、ある程度草刈りはきれいにされています。それからトイレ等も今は前に比べるとある程度はきれいになってきてはいますけれども、それでもまだまだというところもありますけれども、この観光案内板というのは、これもずっと以前から、高良家と、それから阿佐船頭殿の看板、あれは大先輩の議員がそこに立てて、それから委員会がラミネートでなんやかんやして歴史の背景を張ってはいらるんですけども、もう今は全く何も残っていません。さらに中身の石垣も、屋敷の石垣も壊れてきています。その辺皆さん御承知なのか、あるいは本当にこれは何回も聞きますけれども、私は先ほどの兼業の方の話、私もたまたま観光案内でこの時期、年金暮らしになるお年寄りを連れて、何十回、何遍回とそこへ行くんですけども、一向にそれが、全然改善が見られない。先輩議員も、OB議員も、これはいつになったらあなたたちやるのと、区での初会でも、再三申し上げてきたけれども、一向に改善が見られないということで、本当に行政自体でどれぐらい真剣に取り組んでいるのか。それから文化保護審議委員会とか、そういうことも立ち上げているということもお聞きしています。これはですね、やっぱり私たちも高良家や阿佐船頭殿へ連れていったときは、そこは唐の時代とかいろんな時期でそういうものをつくっていますよと。それから高良家に関しては国の重要文化財の唯一の建造物ですよということではいっぱい説明して、もちろんパンフレットには載っていますけれども、以前はそこに大きな看板があったんですね、あれが腐れて折れて、これもすぐすぐやりますと、それは一括交付金をやりながら、あるいはスライド式でやるということを以前教育課長をされている壮一郎課長からも以前そういうこともお聞きしたんですけども、一向に改善が見られない。やっぱり観光立村で、それからこれ冬場は陸を中心に観光をしている業者もあります。その辺をどのような感じで考えなのか、お答え願えますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎教育課長。

○ 教育課長（宮平壮一郎）

ただいま御質問のありました、本当に御指摘ありがとうございます。我々のほうも現地の調査を今させていただいておりますが、せんだって文化財保護審議委員会におきまして村の文化財、現地を調査いたしました。やはり幾つかの文化財で案内看板の設置の必要性があるということで認識しております。また先ほど出た阿佐船頭殿につきましては、区の扱いにも修繕要望を受けております。そのことから実は新年度には看板のデザインもできましたので、新たな看板を設置するというので今後新年度のヒアリングで総務課と調整させていただいて、我々としては新たな看板を設置しようというふうに考えておりますが、次年度になると思います。また高良家につきましては、それ相当の金額がかかりましたので、現在はちょっとパンフレットで対応させていただきますが、村の文化財が4つございます。新たにまた無形の文化財とかも予定しております。そういったこともあわせて統一した看板をつくろうということで、また次の審議委員会に承認いただいて、予算化を進めていきたいと思っております。まずは阿佐船頭殿のほうにつきましては、新年度予算でぜひ計上させていただいて、設置したいと考えています。なお、石垣の補修についてはかなり大きな費用がかかるということで、補助の活用等も検討しているところです。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ぜひ、さっきから言っているように、ただ議会だけの答弁に終わらせるのではなくて、ぜひ冬場の観光、夏は暑くてあちこち、こういうところに行く人は余りいないんですけれども、冬場の観光はどうしてもそういうものに需要がありますから、本当に真剣に取り組んで修繕していただきたいと思います。これも重ねてお願い申し上げます。

先ほども清志議員からありましたように、集落の凹凸、これは9月の定例会でも私が質問したら、産業振興課長は、補正が通ったらやりますということをお願いしたんですけども、なぜ私もこれを上げたかといいますと、11月1日に偕生園の運営推進会議にたまたま呼ばれて出たんですね。そこには総務・福祉課長、副村長もお見えになるとお聞きしていたんですけども、2人ともお見えにはなっていなかったんですが、私も初めて行ってそんな大きな、偉そうなことは言えないんですけども、でもそこで出た言葉が余りにも、さっき同僚議員が言ったように、島の、部落の凹凸が余りにも激しすぎると、エーナー、ウリチャーニカシテトラシェーヤーというのが声だったんですね。それで今回も上げさせていただいたし、答弁は、先ほどの同僚議員からあったように答弁をお聞きしましたが、本当にこれはもう皆さん、みんな感じています。ですから早急にこれも重ねてお願いしたいと。場所等は言いません。今まで何回もその話はずっとやってきましたし、本当に一番危険な箇所、あるいはお年寄りがその近辺に住んでいるところとか、その辺も勘案しながら、早目に進めてほしいというふうをお願い申し上げます。その件に関しては以上です。

それからごみ処理、これは総務・福祉課長からも全協の後にお電話をいただきましたけれども、皆さんもごみ捨て場は何編も足を運んでいると思います。リサイクルごみ以外の小規模の家電品、電子レンジやらパソコンやらブリキ缶やらですね、可燃物のヤードを塞ぐぐらいの勢いで今来ているんですね。それで総務・福祉課長にその話をしたら、いや、この前答えたじゃないかということではあるんですけども、もちろんそれはバジー等、本当にいつまでにそれができるのか。段々覆いかぶさってきて、ハマヒルガオかアサヒルガオかわからないが、これが自転車等に覆いかぶさってきて、逆に見えなくなってきて、非常に段々ヤードが狭くなってきています。余り怒らずに、いつまでに本当にできるのか、どういう計画をしてどういう業者にそれを委託している、計画性は持っているのか、それをちょっとお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

まず初めに、いつまでに行うかということに関しては、これは今の時点ではお答えできません。粗大ごみのみならず、ほかのごみもありますので、定期的に運ばせて出す、こういうサイクルをまず村はつくっていかないと考えております。まず本村で一番大事なのは最終処分場がないところをまず御理解いただいて、そこから、まずは住民がごみステーションに捨て、ごみステーションからごみ処理場に集約すると。そこから本来でしたら、最終処分場がありましたら最終処分場で処分するという流れがありますが、本村にはまず最終処分場がないので、これからはしっかりと、沖縄本島にまでごみを出す、そういった最終処分のリサイクルを確立していきたいと思います。また喜文議員からありましたように、そういった鉄くずのごみ等は、昨年でしたか、業者のほうで許可の取り消しになって、なかなかそういった処理料も高くなっているのが現実でございます。今後、そういった適正な、ごみをつまみ環境づくりに努めていくために、まずは粗大ごみに関しても村としては有料化をし、ごみを出さないような、まずは住民がごみを捨てないような仕組みをつくっていききたいと思います。また港とかにありますのは、あれはあくまでも、また民間業者等が出

している産廃物ですので、そういった民間業者にも産廃物は適正な処理を行うように、沖縄本島での処理を行うようにということで周知はしていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これもそのままにすると、本当にごみの山になってヤードがなくなるんじゃないかなと心配もするし、それで今、総務・福祉課長からお答えがあったように、有料化、以前は現場の人たちに聞くと、そこの中には逆に買い取ってもいいような品物もあったらしいです。ところが今は、これも買わないと、逆に金を払わないと処理しないというふうな立場になってきているので、今おっしゃるように行政としても苦しい部分は確かにあると思いますけれども、しかし、そのまま放置していると、段々ふえる一方ですから、それは今含めてですね、有料化も含めたものと、それからこれからいろいろビジターセンターやら、いろんな建物等が来て、バギー等も来ます。その辺の兼ね合いも、帰りにまたバギーにはね、そういうことも段取りを含め、もちろん予算との兼ね合いも含め、業者とこれから前もって相談していけば、いついつどういう機材が搬入されてくるから、それに積んで持たせるとか、細かな計画をして、本当にきれいな、ごみ捨て場がきれいということはないんですけれども、これは高月山の展望台から見ると非常に見苦しいものがあります。さっき言ったように、あそこは何なのかということをよく聞かれます。そういう面からしても、高月展望台の真下になります。そういうところも、今おっしゃったことも含めて計画性を持って片づけていただきたい。これも重ねてお願いいたします。じゃあ、環境等に関しては、これまでももちろん同じようなことをずっと言ってきたわけですが、これで終わります。

次は、たまたまハワイ視察についてということで書いたんですけれども、今年度も残すところあと3カ月と20日です。私が出す時点は、あと3カ月しかないのに、いまだかつてこんな高度な予算が執行もされずに、どういう形で推移しているかということをお聞きしたかったんです。ところが全協が終わった後に3階のほうで海外視察先進地視察研修参加募集についてというのを初めて見て、大体そういうものかというふうな意図は知りました。ただハワイは、今、沖縄よりも観光客は減っている。ところがこの前の説明ではJTFの専門のコンサルみたいな方の説明をある程度大まかに聞いたんですけれども、ビーチに入る手順、あるいはその段取り等、ワイキキとか、そういったところ、あるいはもう1カ所行くということをある程度お聞きしましたし、日程等も聞いています。そこで質問の視点を変えます。12月7日までの募集締め切りだったんですけれども、今、最終的に何名ぐらいの募集があつて、どういう関係者が今応募されているのか、それをわかる範囲で教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

この件に関して、私のほうでお答えをさせていただきます。実は、そのチラシですが、変更がございまして、きょうの5時までが締め切りの期日となっております。募集のほうはまだ確認しておりません。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。これもほとんど、今年度も残すところわずかですから、もちろん日程は組まれていますから、あとは応募がどのくらい来て、どういう方々が行くかということももちろん興味ありますけれども、私はまた別の視点で物を見て、あるいは行く方にそこまで、ちょっと参考までに聞いてほしいというのは、

去る11月二十何日でしたか、私、日銀那覇支店の桑原支店長と、琉大の島袋准教授の講演を聞いてまいりました。沖縄はこんなに活気があるのに、なぜ県民所得が低いのかとか、そしてハワイとの違い、ハワイは7泊8日、約1週間滞在するんですね、沖縄は3泊4日、その中で座間味に来る人は1泊2日で、トータル的には3泊4日、あるいは大半が日帰りなんですけど、何がハワイとこの沖縄、もちろん座間味もそうなんですけれども、利益率が全く違うと。ですから利益率の根源を少し行く人たちにも、こういうことも少し、別の目的で行くはずなんですけれども、非常に沖縄は利益率が低いということで、ただ観光客はたくさん、1,200万人まで、今950万、970万人ぐらい平成29年度は入っているんですけども、県の構想としては1,200万人あって、本村も10万人をずっと推移するというような村長の考えだと思うんですけども、要は中身がですね、利益率等が非常に乏しいと。そこで働いている人たちが長続きしないと、県内ですね。座間味もそうなんですよ、沖縄本島もそう、宮古、八重山もそうなんです、これ全部宮古、八重山のデータもみんなもらってきましたけれども。ですからそれをですね、ハワイに行かれるのであれば、別の視点でそういうこともお聞きになってきてほしいなということも注文があったもので、私はハワイ視察、それからいつごろかということで質問項目に上げていたんですけども、その辺も含めて探るとってはちょっと変な言い方ですけども、交換会ができてきたらいいなというふうに思っているんですけども、その辺はどういうふうにお考えですか、私が合っているかどうか、その辺も含めてお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、確におっしゃるように、消費単価のことは非常に問題になることだと思います。今回、視察の目的の中には観光振興計画ですね、今年度予定しておりますが、その策定に参画していただく中核的人材の育成も目的としております。その中で利益率、消費単価のほうも計画のほうに盛り込んでいくと思いますので、勉強をしてみたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

よろしくお願ひします。これはまたね、帰ってきてからどういう成果か、これは今で言っておきます。それはその時点でまた質問等に上げさせていただきますので、それは一応、ちゃんと肝に置いておいてください。以上をもちまして、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

1番 宮平讓治議員。

○ 1番（宮平讓治議員）

私のほうからは4点ほど用意しております。よろしくお願ひします。

まず初めに、各区の要望事項についてですが、年に1回、各区の総会において要望等が上げられてくると思うのですが、その中から阿真区や阿佐区の集落入り口のほうにトイレの設置の要望が多々出てくると思うのですが、これだけ観光振興をして、しっかりと観光客に満足いく島づくりを考えていく上で、やっぱり

トイレの問題はしっかりと取り組む課題の1つだと思いますが、その辺のほうの対応、今後の取り組み等はどうのような考えがあるのかお聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

議会議員からありましたように、今年度、阿佐区と阿真区から要望事項においてトイレの設置等の要望がありました。その際に阿佐区のほうで提案のありました、現在ある事業所のトイレの貸し出しの提案がありました。それを那覇市で行っているということで、ちょっと那覇市のほう、平和通り、場所が確定できないんですが、そういった事業を行っており、事業所のトイレをお客さんに貸すということで、提供しているそうです。それで補助金を流しているそうなので、こういった公衆便所に関しては実際必要だとは思いますが、管理等も考えますと、そういった取り組みも大事かと思っていますので、区長会では1回そのようなお話はしております。その中でも、商工会とか観光協会などとも相談をしながら、そういった仕組みづくりができないか模索していきたいと考えております。こういったものも再度、区長会でも、区長のほうに投げかけて進めていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

わかりました。いろんな考えがあると思うのですが、課長が今言ったアイデアもすばらしいかと思います。私も飲食店をしながらたびたびトイレを貸してくれと、営業時間外でも来たりとかしますが、そのような方法をとる際には、できれば協力をしてくれる事業者にここで料金が発生するのかは今後議論するとして、観光客、利用者にもわかってもらうために、今あるマップの中にトイレの表示もつけ加えられたらと思います。どこどこにトイレがあるというマークがあれば、わざわざ探す必要もなく、使うほうに便利なのかなと思っています。また、以前はトイレがあっても汚いだとか、くさいだとか、壊れているとかというお話をよく聞きましたが、今現在は、環境目的税を活用してかなりその辺のほうは改善されております。その辺少しお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

まず、料金が発生するかしないかは、当然、那覇市の事例を見ますと料金が発生しています。例えば小便器一月幾らとか、大便器幾らとか、だから大きい事業所でしたら小便器が2つ、3つあるところはその分の料金、大便器をたくさん持っているところは1個幾らということで加算されております。今お話のように、やっぱりそういった方法を設けるのなら、やはり観光マップにも載せないといけないというのは、こちらのほうも重々わかっておりますので、そういうのが必要なので、やはり商工会や観光協会などとまた連携しながら、そういった仕組みづくりを模索して、極力費用の負担のないような、しっかりとした維持管理ができていくトイレを提供できるような環境がくれたらと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

わかりました。村の限られた予算を住民と協力して、有効にいろんなものを活用しながら、よりよい環境整備に向けて取り組めたらと思っていますので、我々も協力しながら、いろんなアイデアを出し合って、い

い環境づくりに努めていきたいと私も思っております。トイレのほうは以上です。

あともう一つ、たびたび座間味区のほうから上がってくるんですが、総合センターの西側の外灯がまた今、1回復活したんですが、今また壊れて、台風の際に、たしか電柱というか、あれが倒れかかっている、危ないということで、今、これを撤去していると思うんですが、その後からまた外灯がなくなってしまって、あの一帯を通るお年寄りやごみ捨て等でかなり暗くて、お年寄りもキツチャキするというのをよく聞きますので、その辺、早急に改善できないのかなと思うのですが、いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

まず、座間味区の要望とあったんですけれども、うちからしたら総会もやっていないので、その要望事項が出ていないので確認はできないんですが、確かに今お話されたように、総合センターの西側、台風の影響で腐食していましたので、台風時、職員のほうで撤去させていただいております。今お話もありました、先ほど宮平清志議員からもありましたように、総合センターは多分附帯施設になると考えられることから、確かに今言ったように、ごみ捨て場とかその辺ありますので、それを再設置するか、また別にそういった照明灯を設置するか、この辺も検討して行きながら進めていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

ぜひ早急に改善してもらいたいと思っております。よろしくお願ひします。次に2つ目の質問に移りたいと思ひます。

2番目に、観光協会について伺ひます。この件に関しては9月の定例会でも上げていて、ちょっと時間がなくて取り下げたんですが、そのときに考えていた質問の内容と、若干今、観光協会の体制が変わってきているのかなと私、感じているのですが、やっぱり今後、観光協会を維持していく上でも島にとって必要な組織なのか、島にとって必要な取り組みができるのかが重要になってくると思うのですが、もし、この組織を維持する上で大事なことは、その組織で問題が起きたときにどういう判断をとるかだと思うのですが、頑張っている職員に対してはしっかりと納得できるような対応だったり、フォローだったり、一所懸命する中で、もし万が一問題を起こした場合には、一所懸命する中で起こったミスですと、上司がフォローするなり責任をとるなりすることが大事だと思います。またもし万が一、自分の甘えで、職員みずからの甘えで起こったミスだったり、例えば不正が起こった場合等はしっかりと厳しい処分を下すべきだと私は思っておりますが、その判断を誤ると今後の組織力、職員のモチベーションの低下につながるのかなと思っております。今、観光協会の職員体制を見ますと、結構入れかわりの多い職場なのかなと思っております。しっかりと組織力をつけることが村にとって必要とされるそれぞれの取り組みを可能にしてくれることにつながるかなと思っておりますが、ことしももうすぐ終わりますが、新年度に向けてその辺の組織力強化に向けての改善をしっかりと考えてほしいと思っております。その中から観光協会に流れている予算の補助金の執行状況と事業の取り組みについて何点かお聞きしていきたいと思ひます。まず初めに、観光イベント関連の補助金で頑張る観光支援事業について伺ひます。これは一括交付金を活用して各イベント等へ予算を活用していると思ひますが、その辺の内訳と予算の振り分けをどのような形で行っているのかお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。村のイベントに関する観光協会の役割については、昨年同様、サバニ帆走レース、ヨットレース、ホエールウォッチングフェスタの事務局を委託しております。サバニ帆走レース実行委員会に対しての補助金といたしまして200万円、そしてヨットレース実行委員会に対して80万円、まだ開催されていないホエールウォッチングフェスタ実行委員会には100万円の補助金を執行する予定となっております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

観光協会から流れているのはこの3つのイベントだけですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

観光協会に事務委託をお願いしているのはこの3件の事業となっております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

ほかにSUPだったり、釣り大会とかがあると思いますが、その辺にはかかわっていないということですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

先ほども答弁したとおり、村からの観光協会への委託事務は先ほど述べたサバニとヨットとホエールウォッチングの3つの事業となっております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

わかりました。ちょっと私の勘違いもあったんですが、全てのイベントに一旦観光協会を経由して予算が流れているのかなと思ったのですが、ヨットレースに関して少し聞きたいです。今40回を超える歴史ある大会に成長したと思うのですが、ことしは残念ながら台風の影響で中止ということになりました。かなり規模も大きくなって、定数制限をしないといけないような状況まで来ておりますが、なるべく私の考えとしては、参加を希望する艇が全て参加できるような体制を築ければと思っているんです。その辺のことと、また来年サバニレースは20周年を迎えると思いますが、その辺、特別に何か考えているのか20回、ヨットレースも40回以上と歴史を重ねております。イベント関係の予算を考える上でまず必要となるのは、地域への経済効果だったり、これだけ歴史を重ねて実績も大事だと思いますが、その辺来年度に向けてどう考えていますか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

ヨットに関しては、ことしは残念な結果になりました。それで参加艇が年々ふえているというふうに、我々としても捉えているところであります。この辺もですね、事務局とヨットレース実行委員会と、その辺

の課題を話し合っ、できる限り多くのヨットが参加できる仕組みをつくっていきたくて考えております。それからサバニの20回の記念に関する、何かセレモニーとか記念品とかに関しても、この実行委員会の皆さんといろいろと意見交換会を交わして進めていきたくて考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

歴史ある大会がさらに年を追うごとに厚みを増して継続できるような取り組みができるように、私も含めて、選手としても携わっていますが、しっかりと私も協力をしていきたくて思いますので、よろしくお願ひします。この中に、SUPもかかわっているかと思ったんですが、予算の配置についてですが、SUPは1年目、2年目の大会ですが、当初から300万円、400万円と大きな予算が組まれておりますが、ヨットレース、サバニレース、先ほど200万円と80万円という話がありましたが、その辺の根拠と申しますか、その辺は実行委員会側の要望があつての組まれた予算なのか、役場が提示した予算なのか、お願ひします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

サバニ、そしてレット、ホエールウォッチングですけれども、先ほど譲治議員からもありましたとおりの長い歴史がありますので、その辺、対前年比の予算を見ながら、そして実行委員会からの予算も見ながら、この予算化を進めているところであります。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

今後もしっかりと各イベントに対して協力できる範囲で、しっかりと対応のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。あと観光協会は毎年2,000万円という予算を充てて維持している状況にありますが、毎年2,000万円近くの予算を充てないと維持していけない状況にありますが、今後も予算の獲得として、今考へているDMOが上がってきていると思うのですが、9月の定例会で質問する際に、今、観光協会で起こっていること、経営能力も含めて、観光協会の会長が村長ということで、予算を執行する側も村長、その辺で甘さも出て今の状況かと思ひていて、本来そういう状況はおかしいのではないかと、村長が会長というのは折り入って第三者、別の方に会長を考えるべきではないかという提案をするつもりなのですが、今の観光協会の状況を考えると、今後の観光協会の維持にDMOを形にすることを目標に置いていると思うのですが、逆に今、このような状況で会長職を退くのは私は無責任なことなのかと思ひております。なので、しっかりと今取り組もうとしているDMOをしっかりと形にするまで、この組織の基礎をしっかりと築くまで、村長が責任を持って取り組んでほしいと思うのですが、その辺は村長どう思ひていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

過分な御発言をありがとうございます。観光協会を立ち上げたときには初めての組織であつたものですから、行政主導で立ち上げておりますので、私のほうで観光協会の会長をお引き受けをさせていただきました。さらに去年役員改選がございまして、理事がかわりましたが、そのときも理事の中に入りまして、私が会長を拝命しているところでございます。この経緯はいろいろございますが、何点か話をさせていただきますと、まず観光協会の会長であつたり、商工会の会長もそうですが、そういった外部団体の公職の皆さんとい

うのは、基本役員というか、特に会長、副会長は無給で仕事をさせていただいております。それが悪いということではなくて、そうすると、座間味村のような小さな零細で頑張っていたらいる事業所の皆さんからすると、その事業所のオーナーであったり、スタッフの皆さんがそういう役職をやることによって出張であったり、公務等の中で仕事ができなくなると、その分、収入が減るということもありまして、なかなか事業所のオーナーの皆さんであったり、スタッフの皆さんにお声がけをしづらいというのが現状としてございます。ですので、そういうものを踏まえて当面という形で村長である私のほうで会長をお引き受けさせていただいたという背景があります。しかしながら、私も去年の理事会でも話をさせていただいたんですが、役員、会長選挙の理事会のときにですね、私としてはもうおりたいという話をさせていただきました。観光協会も立ち上がって6年目になりますので、しっかりと、もちろん行政もお手伝いはしますけれども、民間の方々を中心にもっと盛り上げてほしいという話をしたんですが、一方で、先ほど宮平譲治議員が話があるDMOの組織化というのが非常に大きなテーマとしてございました。ありがたいことに、これまでの予算も認められて、7月の後半に観光庁のほうから候補法人の登録を無事終えることができまして、今年度まさしく本登録に向けてこれからですが、一所懸命活動をしていこうというところでございます。私のお願いをさせていただいたのは、せめて観光協会がDMO法人の登録ができるまでは何とか頑張らせていただきたい。それ以降に関しては、それなりの組織になっているはずですから、それ以降は私のほうは会長という形でその立場につくことは遠慮させていただきたいという旨の発言をさせていただいて、それを了解の上で今回会長をさせていただいておりますので、宮平譲治議員がおっしゃるように、しっかりと観光協会のDMO法人登録というのをまずしっかりと成し遂げるために、村長職をしながらでございますが、しっかりとやっていきたいと思っております。また、こういう議会の場ですので、観光協会の中身についてはなかなか話づらい部分もございますが、ほぼほぼ話できない部分もあるんですけれども、しっかりと観光協会がこの村で、これまでも頑張ってきておりますが、中核の組織となれるように、職員にも一緒に頑張らせていただきながらやっていきたい。離職率が多いという話も承知しております。やはりそこは補助金が多く投入されている組織ではあるんですが、やはり人件費の問題であったり、労働条件とかということは、まだまだ改善の余地があると思います。特に労働条件に関しましては、労基法に基づいていろいろな福利厚生もできるだけいいですか、法則に基づいた形でさせていただいておりますが、やはり一番の問題は人件費だと思っております。それは個人個人の賃金を上げることも必要なんですが、それ以上に自主財源を確保して賃金に回せるような組織づくり、それも大切だと思っておりますので、まずはDMO候補法人への本登録、それからさらにある歳入の増を目指して、組織として頑張っていければと思っておりますし、またその辺を中心にいろいろと組織の改革も行えればと思っておりますので、これからも引き続き、御指導をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

わかりました。DMO法人登録が可能になったとしても、これをしっかりと地域に根ざした形をつくるのは相当な課題もあると思います。それが可能になって初めて、島全体、地域全体の底力にもつながると思いますので、直接観光に携わっている人だけが潤うだけではなくて、地域全体が今進めている、村長も観光に大きな予算を投じていると思います。その辺の全体的な地域の底上げにもなると思っておりますが、簡単に形になることではないと思いますので、多くの方々のアイデア、意見も取り入れながら、しっかりと観光協会が地域住民から指示され、必要とされる組織になるように村長も会長として形をつくっていただき、次に引き継いでいただきたいと思っておりますので、それまでしっかりとよろしくお願ひします。観光協会については

以上です。

次に古座間味ビーチについてですが、先ほど、きょう初めの清志議員の質問でも上がっていて、少しかぶっているのですが、何点かお聞きしたいと思います。この古座間味ビーチの営業に関しては何度か質問をしてきて、その都度、後戻りしたり前に進みかけたりしているのですが、今回も、今、環境省がいろいろ進めていることと、建物の整備、ニシバマだったり上の浜だったり、次に古座間味ビーチが来ると思っていたのですが、その辺の建物の整備が進む中、今後の大きな見直しが、ビーチの営業に関しての見直しができないかなと考えていたのですが、課長にいろいろ事前に話を聞くと、まだそういう段階ではないということですが、その辺について、前の議会の際の質問のときには老朽化が進んでいるので、その際に私はシャワー室のコイン式を要望したのですが、そろそろ老朽化で建てかえの時期にきている。建てかえた後にそういうことを取り入れていこうという話でしたので、新年度に向けてそういう動きがあるのかなと思っていたのですが、その辺も含めてどうなっているのかお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

古座間味ビーチ、施設は竣工から20年以上が経過し、海岸沿いという立地条件も相まって塩害などにより老朽化が進んでいるところであります。同施設は、現在の条例では、期間不備で使用許可を出す内容となっていることから、長年にわたり同時業者が使用している状況があります。使用許可のあり方についても、これまで一般質問等において議論をさせていただきました。冒頭でもお答えしましたとおり、同施設は施設整備から20年以上がたち老朽化が進んでいることを踏まえ、施設建設建てかえの時期にあわせて、その使用方法等に関して議会の意見も聞きながら対応していきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

ということは、建てかえまでにまだまだ時間があるということだと思うので、じっくりと中身を、今後しっかりといろんな意見を聞きながら取り入れてほしいです。

次、遊泳エリアのことに移ります。先ほど清志議員からは既存の遊泳エリアの中で、満潮時、干潮時のブイの配置の話をされておりましたが、私の考えというか、もっと別の見方ができないかと思っておりますが、古座間味ビーチは全長800メートル以上あると思います。結局は西側の一部のエリアだけをずっと使い続けることで、環境への負荷があるのかと思っております。なので建てかえを機に、同じ場所に建てかえをするのではなくて、800メートルのエリアがありますので、東側エリア、中央エリア、西側と分けて5年おきなのか、10年おきなのか、遊泳エリアの区画を大きく分けることによって、もっと環境への配慮、負荷が抑えられるのではないかという案ですが、いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

ビーチの遊泳エリアにつきましてですが、先ほど宮平清志議員に答弁したとおり、環境省そして、ダイビング協会、関係機関と意見を交換しながらその辺は進めてまいりたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

建てかえにはまだまだ時間があるということですので、しっかりとこの辺も多くの意見を取り入れて、今後の方向性を考えていただきたいと思います。そもそも遊泳エリアを、みんながルールを守ってちゃんと指示に従えば遊泳エリアの制限も必要ないと思うのですが、その辺の、今後、ハワイ研修等でその辺の先進地の視察も組まれていて、そういう先進地的な情報、ビーチに入る際のレクチャーだったり、いろんなことを学んでくると思います。その辺も含めているんな考えができると思いますので、古座間味に関しては今の場所だけで考えるのではなくて、もう少しこの全長800メートルを超えるエリアを、全体を見てどういう考えがあるかというのも一つの考えられる案だと思いますので、その辺村長、何かありますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

やはり国立公園でもありますし、活用と保全というのはしっかりとバランスがよくないといけないというのは大前提としてございます。ビーチの使い方、800メートルのビーチがあるということをお大前提に考えますと、そういったいろいろな議論があっただけだと思っておりますが、そのもととなぜ今の場所が海水浴場というか、海水浴を初め、シュノーケリングに使われるようになったのかという、もしかしたらビーチの中の形状もあるのかなと思ったりもしております。話を聞きますと、先ほど宮平清議員からもありましたとおり、遊泳区域からサンゴとか岩の部分は除かれたので、古座間味じゃなくて無人島に行ったとか、阿嘉島に渡って、阿嘉島のニシバマで遊んできましたというお客さんがいたという話も聞いておりますから、その辺のお客さんに喜んでもらうのも一番ですし、またそこで経済活動として島の方々が潤うのも大切なことですので、そういったいろいろな、もろもろの条件、それと遊泳に適しているのかどうかも含めて、私にはわかりかねるところもございまして、行政にはですね。ですから専門家の意見であったりとかそこで働いている方々等含めて、いろいろな意見を拝聴できればと思っております。今年度、遊泳禁止エリアを設定させていただいたことに関しましてはダイビング協会とか古座間味で事業所を営んでいる方々に集まってもらって、今年度決めさせていただきましたけれども、こういった形で、またいろいろかわる方々の意見を聞きながら行政指導というわけではなくて、みんなである程度、納得するような形で遊泳エリアであったり、環境の保全に努めていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

わかりました。しっかりと議論をして、いろいろな意見を聞きながら観光地として来た客に喜ばれるような整備ができていければいいのかなと思っておりますので、もう冬を迎えます、来年に向けて、しっかりとその辺の話し合いができればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次、最後の質問になります。各事業等の進め方についてですが、今、私も含め3名の議員の中から地域からの要望等についての質問がありましたが、村が同じ予算の中でいろんなことが進められていくと思っておりますが、優先順位、限られた予算を使う上で優先順位をどうつけるかだと思っておりますが、地域から上げられた要望は、区の要望ですと毎回同じような要望が上げられてなかなか改善されない状況もあります。そんな中、行政主導でいろんな事業が進められていくような現状もありますので、その辺、進め方というか、今問題になっている浄水場もそうですが、しっかりと、進め方というか、しっかりとした進め方を考えることで、今のような大きな問題にはならなかったのかなと思っております。今、阿真地区に建設予定の職員宿舎とアパートがありますが、その土地に関しても、本来、もともと村の土地としてあったわけではなくて、いろんな経緯を経て村の用地になりました。そういう経緯があった中で、もともと取得した理由はどこに誰かに

買われて何をされるかわからないということで、村が予算をつくって買い戻した経緯があったと思います。できればもう少し、結局はそんな中で進めていっている事業ですが、もう少しスタートの段階からここに何が必要か、全体的な土地の活用も含めてですが、今は職員宿舎と独身用の住宅とありますが、果たしてそれが地域が求めていたことなのかも含めて、もう少し議論が必要だったのかなと私は思っているのですが、この質問は、今後も起こり得ることですので、これからしっかりと住民との意見交換を持っているいろんなことに取り組んでほしいということをお願いしたいのですが、その辺いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

まず、各事業や施設建設に関しましては、基本的に新年度予算案や予算方針として大まかではありますが、議員の皆さんに説明しております。今後もですね、我々もそうですが、予算案などで説明…、施政方針や予算案を出していますので、その辺で御理解をいただいて、また議員の皆様におきましても、もう少し住民への周知をお願いしたいとも思っております。また、今回の事案に関しても、当然当初予算、6月予算、9月予算につけて、私たちもそれなりに、予算の議案は通っていますので、私たちのほうにも、議員の皆さんも一緒に周知をしていったらと思います。確かに譲治議員がおっしゃったように、我々もまだまだ周知不足なところはたくさんあると思いますので、今後もそういった予算が通っただけではなく、広報紙などを活用して、広報紙などの回数をふやしたり、ホームページでの掲載とか掲示板への掲示、広報を通じて住民にもしっかりと周知を図りたいと思っています。今後また長期的な計画や重要な案件に関しましては、住民説明会なども設けるなど、村民の意見を伺いながら事業を進めていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

わかりました。我々もしっかりともっと勉強していろいろ住民との意見交換会等、我々にも確かに責任があると思いますので、その辺をしっかりと考えていきたいと思っています。

最後に、浄水場の件に関してですが…、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいま総務・福祉課長が答弁いたしましたことに少し付け加えをさせていただきます。実は、阿真の土地の件ですが、阿真を選択した理由の1つには、阿真は大変人口が減ってきておりました、5カ区の中でも非常に人口が少なくなってきたところ、活性化も狙ったところもあります。また、活用につきましては、例えば公園に関して、子育て世代に集まっていただいて、意見を聞きながら場所を選定したという経緯もございます。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

わかりました。浄水場の説明会の中で、いろんな議論がなされていましたが、今後、限られた村の土地を有効利用するために、もっと我々も、執行部側も住民との意見交換も必要なかなと思っております。農地の有効利用も含めてですが、もっと、まだまだ島には多くの財産が残っていると思います。それをしっかりともっと有効利用することによって、環境にも配慮した、しっかりと力強い村づくりにつながっていく

と思いますので、その辺も今後議論できたらなと思います。最後に村長からお伺いしたいのですが、今、県議会でも取り上げられて、そろそろ浄水場問題に関しては決着がつくのかなと思っているのですが、私は今、一部暴走している住民もいますが、このような経緯になっているのもしっかりとした住民への説明が足りなかったからだとは私は思っています。その辺村長のほうにも責任があると思うのですが、いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの質問にお答えいたします。浄水場の件に関して特化してお答えさせていただきますが、確かに住民説明会が遅くなった、この前の各種団体の長との意見交換の中でも話が出ておりましたが、例えば座間味村内においては、阿嘉島、慶留間島地区の説明会が4月にあったのに、なんで座間味は6月ですかというような御意見も出ていたのも、私も参加をしておりましたので拝聴をしております。その件に関しましては、まずはその場でも県の企業局が話をしておりましたが、もろもろ言いわけになるかもしれませんが、遅くなったのは事実で申しわけなかったという話といたしますか、おわびの言葉がございました。だから私が誤らなくてもいいのかという話でもありまして、私はそのつもりもなく、行政といたしましては、当初、できるだけ早く説明会をしてほしいというお願いは担当課長のほうからさせていただいたところですが、もろもろ言いわけにもなるかもしれませんが、県のほうでなかなか日程が、スケジュールが合わなかったということを知っております。これに関しましては、直接事業者じゃない座間味村ではございますが、間接的ではあり、また直接このニーズ、あるいはこの事業を享受する村民の代表としては、遺憾にも思っておりますし、また村民の皆様に対してそういう御指摘があったことに対しては、深くおわびをしたいと思っております。先ほど総務・福祉課長からもございましたとおり、議員の先生方を通じながらいろいろな情報の開示をしていく、あるいは広報の回数をふやす、広報紙の中でいろいろな情報を提供させていただくということも含め、さらに長期的な、あるいは重要な案件に関しましては、先ほど総務課長が話をしたとおり、しっかりとまた私たちの説明責任が果たせるような環境をつくっていくというのは、とっても重要なことだと思っておりますので、その辺をしっかりとやりつつ、浄水場に関しましては私の立場でもおわびを申し上げたいと思っております。一日も早い収束に向けて、私たちなりにも努力をしていく所存でございますので、また県議会あるいは県企業局の動向も踏まえながら、いろいろな議論ができる場があれば、また議論をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平讓治議員。

○ 1番（宮平讓治議員）

今、県議会でも取り上げられていますし、年内にはこの問題に関して決着がつくと思います。お互い、その結果に納得して、しっかりと…、しっかりとというか、お互いがいい正月を迎えられるような結果におさまればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。私の質問は以上です。

○ 議長（中村秀克）

以上で午前の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

午前に引き続き、一般質問を行います。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

皆さんどうもお疲れさまです。よろしくお願ひします。一般質問に直接入りたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

那覇ターミナルのチケット変更について、台風や海上時化のときに、翌日出航する船のチケット変更で住民が困っているということでの、それについてどういう形で困っているのかということ、窓口のほうで、まず繁忙期ですので、かなり行列がつかがっていて、翌日チケットを持っている段階で、チケットの変更ですので、それが可能なかできないのか、それが住民としては一番後ろに並ばないといけないという、その辺のですね、住民のですね、乗って帰られるのかなとか、そういうのが不安で、説明しますと、台風のときにチケットを購入しているんですけども、その日に帰れなくて、フェリーが欠航になって。翌日が月曜日になって、それで月曜日の朝早く帰らないといけない。そのチケットをクイーンにチケットを変えたいと、朝早く行って、仕事があるものですから、そういうものをですね、後ろに並びなさいと。後ろに並んで、それでクイーンの出航と、結局フェリーも一緒にチケット売っているものですから、クイーンに間に合うのかなと。もうひやひやして、それでまず乗れなかったという島民が多いということ。それで私も島の住民の方からよくこれを聞いているんですけども、それは何とかいい方法がないものかなと、それを解消する方法ですね。それがやっぱり島民としては繁忙期ですので、行列に並んでいるところの後ろに並ぶしかないと思うんです、実際いって。それをですね、欠航になったのは自分で断ったわけでもないし、乗らなかったわけでもないし、船の都合で乗れなかったわけですから、それで翌日はとにかく朝早く帰りたいと。特に学校の先生方とか、授業とかにおくれたりすると物すごく困るものですから、そういう形を何とか解消できる方法。それをこれから先、どういう形で、このままで行くのかというのを。私のアイデアとしては、窓口のほうを、案内をチケット販売する以外に、案内という形で、それを設けてやってほしいというのが1つの案ですけれども、それについてどういう形で案内するかということ、新しくチケットを購入する方には並んでもらうと。だけどチケットを持っていて、内容を聞いてくれる、そういう案内窓口だけをどうしても何とかつくってもらって、スムーズに流れるような形で、そういう形で窓口をつくってほしいと思うんですが、それについていかがですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。欠航後のチケット販売に関しましては、まず初めに、予約のある方を優先に乗船させていただいております。定員の関係上、例えば高速船でしたら200名の定員、フェリーでしたら400名の定員があります。関係上、乗船できない場合もあります。そのためにロビーに配置しております職員等が丁寧に説明をしているところであります。その辺ですね、理解していただきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

やっぱり案内所を設けないと、一緒に並んでいますので、誰がどういうふうに並んでいるかというのも、みんな一緒に並んでいるんです。それを一緒に並ぶ自体が、結局10時に出るのと、9時に出る方が一緒に並んでいるんです。その辺をですね、やっぱり島民の方でチケットを持っている方は案内のところの窓口に戻ってくださいますとか、そういうことをやれば、一番後ろに並んでいる島民でも不安はなくなるんじゃないかと私は思うんですけども、その窓口をぜひ設けてもらいたいというのが私の案ですけれども、それはどう

ですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

那覇のチケット売り場の場合ですと、例えば今3列に並びます、3列といいますか、券売機が3カ所あります。そのうちの高速船が出るまでは2カ所は基本的に高速船のチケット売り場、1カ所はその時と場合によりますけれども、その1カ所でフェリーの売り場にしたりとか、あるいはそれとは別にキャンセル待ちの方、これは前日船が欠航しただけではなくて、当日キャンセル待ちをする人も含めて、チケット売り場のところで職員がいつも表に出ているんですけども、その方がキャンセル待ちの方はこちらに名前を書いてくださいというような御案内をさせていただいているというのが現状でありますので、まずはやはりルール上、そういうところをやっていただきたいと。そういう流れの中で島の方々を乗せたい気持ちもあります。そんなところでさらに島の方が、ワンネーシマンチュヤシガ、私は島の人間だけど優先的に乗せてくれみたいと言ってこられる島のお客さんもいらっしゃるんですが、これは周りのお客さんの目もあります。やっぱり予約と定員という大前提があるところで、なかなかやりづらいというのが現状でございます。ただ、例えばその日が欠航になったとわかった時点で、例えば予約の電話を入れるとか、そういったことでいろいろ対応をさせていただいたり、あるいは座間味から出るときも100%じゃない場合には、島の人のための席というのも確保する場合もあると聞いております。そういったところも含めてやっていきたいですし、あとは高速船を新しくつくりかえますけれども、そのときの定員も含めていろいろな議論を行っているところで、現状としてはいろいろな御不満があるのは重々承知をしているところでございます。できるだけ島の方々に乗っていただけるような配慮をさせていただきながら運営をさせていただいているということは御理解いただきたいというふうに思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

私の案としては、やっぱり何といいますか、チケットを持っていて一番後ろに並んでいる方というのはすごく不安なんですよ。かなりの行列の中ですよ。8時半に並んで、9時のクイーンに乗れるのかというのを、その辺が、結局どんどん時間が近づいてくるというのはですね、これはぜひ何とかいい方法で解消してほしいというのが私の案です。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ちょっと今、お互い認識がずれている部分があると思いますけれども、チケットを持っている人はもう購入しているんですね。だけこの人は、例えば昨日乗る予定だったけど、台風で出なかったから後ろに並んでいるということですよ。この人たちはキャンセル待ちのところに行くべきだと思います。そこでやるのがまず1つということと、チケットを買う人の後ろに並ぶということではなくて、その人はキャンセル待ちのところに来ていただいて、キャンセル待ちの手続きをしてもらおう。そこでいろいろな取り決めがあると思いますけれども、そういったことをやるということが1つですね。ですから、まずそこが1つだと思っております。あとはやはり私たちも公的な住民の足という大前提があるにしても、公的な機関の中での予約というシステムを用いているものですから、簡単に島の方だから、観光客だからという差別化は現状としてはしづらい状況がございます。ですので、そうなるのであればまたいろいろと予約のシステムの考え方というのもの

いろいろ検討しないといけないと思いますが、今回のような場合に関しては、まず特に夏場の台風の場合は、予定として前日の船に200名乗ろうとしていた人がいるわけですが、全便欠航の場合というのは五、六百名乗りたかった人がいる。宿泊する人はその半分、3分の1かもしれませんけれども、その人たちも翌日の船に乗りたいたいわけです。ですからこれが1人、2人であればですね、いろいろな、もちろん定員は超えてはいけない範囲の中でいろいろな調整をするんでしょうが、この人たちがどぼっと集まってきたときに、職員も表に出て整理もさせていただくんですけども、そういった状況の中で職員ではなかなかわかりづらい部分もあったりということも含めて認識が、先ほどのようにチケットを持っている方が実はキャンセル待ちのところに来ればよかったけれども、チケットを買うところに並んでしまったとか、いろんなものがあると思いますので、後でまた課長のほうからも答えは出るかもしれませんが、できるだけチケット売り場の職員が気をきかせて、お客様に対して余りストレスを与えないような環境をつくっていくというのは、とてもそこは大前提として大切ですので、そういったところにまずは注力をしながら、将来的にどうしていくかというのはまたしっかりと議論をさせていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。ぜひいい方向で、住民の足ですので、それを不安のないような形でぜひやってほしいなと思います。

あと次ですね、住民割引チケットの販売についてです。島民出身の学生とか緊急で入院したとか、チケットが2週間とか、そういうのがかなり厳しい日にちだと思んですけども、それについてお伺いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

今、垣花議員がおっしゃる急患や入院等での往復有効期限延長につきましては、延長が可能なのかどうか、関係法令等を照らし合わせながら、現在、調査、確認を進めているところでございますので、結果がわかり次第、報告させていただきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。ありがとうございます。ぜひいい方向でお願いします。

あともう一つ、阿嘉ターミナルの廃車についてお伺いしたいんですけども、廃車、スクラップ、放置車両など、向かいに置かれていますけれども、前回お伺いしたパーキング場の私の案というのはどういう形で今現在流れているのか、その辺をお伺いしたいんですけども。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

パーキング場のプランに関しましては、前回、前より垣花議員の提案している用地に関しましては、沖縄県単独事業で漁村再開発施設用地となっております。もう一度、読み上げますと、沖縄県単独事業で漁村再開発施設用地となっております。現在、道路用地と漁村再開発施設用地の一部を交換して沖縄県と水産庁の双方で調整を進めている状況にあります。よって現段階におきまして、用地の交渉の完了を見守っている状

況にあります。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

廃車といいますか、石巻のほうでいろんな国立公園になっているところがありますよね、そこで放置車両が、放置した人がこの前、1カ月ぐらい前ですか、放置車両に対して本人が逮捕されていますよね。全く同じような状況で。そういう状況ですけれども、阿嘉島の前の放置車両についての警察とのやりとりはどういう形で…、ぜひお願いしたいんですけれども。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

放置車両については、これまでも答弁させていただいているとおり、本人が処理する意思がある場合は勝手に移動することができないため、いまだ処理に至っていない状況にあります。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これは随分長いんですよね、この放置車両というのが。とんでもない、本当に見苦しいです。私も郷友会の方からも何回も言われています。結局、私たちの力がないんじゃないのかとかいろんなことを言われていますので、これはぜひこの放置車両を法的措置で何とか早目に片づけてほしいと私は思うんですけれども、これは警察署なのか、裁判絡みなのか、その辺をお聞きしたいんですけれども、どうですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

先ほど答弁したとおり、本人が処理するという意思を示していますので、いまだこの処理には至っていません。今後とも港内の美化活動を進めるとともに、放置車両についても県の所管部と連携を図りながら、処理に向けて調整を進めてまいりたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

その本人とはどういう形でその話を今なされているんですか。本人の了解ということで今言っていましたけど、どういう形で了解をとっているんですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

記憶が正しいかどうかわからないですけれども、去年か昨年、本人から電話がありまして、今処理に向けての準備をしているというふうに、担当部のほうから聞いております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

私の島民の方からの話なんですけれども、いろんな形で屋敷のところも道が通れないとか、放置している

のがいっぱいあるものですから、そういうものもかなり苦情がありまして、島民の方が、やっぱり黙ってられないと、そこまでも私に訴えてきていますので、その辺をぜひ本人といい方向に進めていってほしいというのが私の望みですけれども、どうですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

先ほどの放置車両と住宅に関して、私が考えている方と同じ該当者かわかりませんが、やはりちゅら島条例等でも、そういった放置車両とか、勧告とかその辺はできます。また屋敷内のそういった撤去等も、勧告まではできますが、最終的には法的根拠がないため、処罰するまでには至らない現状ではあります。がしかし、私たちちゅら島条例等に基づいて、積極的に勧告をしていきたいと思います。また先日、同様に、私たち総務・福祉課のほうでも県の方が来村して、その放置車両も見えていただき、助言を求めましたが、やはり法的には非常に難しい問題だったということなので、すぐどうこう対処をするというのは難しいかと思っていますので、これは村も各課を乗り越えて、また警察署とかその辺とも連携して、できるだけもう少し積極的に早目に行えるような取り組みをとっていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ぜひいい方向に、今内地のほうでもごみ屋敷とか、そういうものが法的措置で、強制執行されていますので、その辺を勉強した上で、法的措置でぜひ片づけてほしいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。私の一般質問は以上です。

○ 議長（中村秀克）

次に5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

先ほどもありましたけれども、ことし最後の議会ということで、最後の質問を、私のほうから2点ほど質問したいと思います。まず初めに、土地買入状況について。この前もらった地図ですけれども、平成28年6月に公共施設建設候補地として土地を買い入れています、あれから2年半の間、雑草が生い茂り見苦しい状況にあります。今後どのような対応をするのか伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

現在、購入した土地におきましては、公営住宅もしくはまた駐在所等を予定しておりましたが、現在、そのまた隣にある土地の購入も今回の補正予算で出ささせていただいております。それも含め、また再度、今現在、3月定例会に駐車場案を出したんですが、また今度、駐車場のあり方、またほかの、その周りの土地の利用の仕方も今後検討して、再度計画したいと思います。御指摘にありますように、やはり村としての行政財産で、島の中心部であることから、そういった管理のほうにも努めていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

もちろん公共施設の候補地としてあります。集落内の中でありまして、放置されている状況にあります。ですから、この年末年始、できればフェンスあるいはまた看板、草刈り作業等を何らかの形でぜひ対処して

ほしいと思います。ことしも残すところわずか、その状況で新しい年を迎えるということがないよう、重ね重ね対応のほうをよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

そういった見苦しいところがありますので、この辺は早急に対応したいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、防災体制の整備について。以前にも質問をしています消火栓とか、これまで各字において消火栓の設置数が足りないという質問をしてきたんですけれども、予算計上もされていない状況であります。本当にですね、火災、人災、それが起きた場合に間に合わないと思うんです。今後、消火栓とかが設置できるように予算計上をしていく予定があるのかどうかお伺ひしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

現在、村全体で18カ所の消火栓があり、阿嘉以外の4区は現在の消火栓の箇所です十分消火活動ができると考えております。阿嘉区につきましては、消火栓の箇所が4カ所、さらに1カ所に関してはニシバマのところ、一番遠いところにありますので、集落内に3カ所しかないのが現状であり、たしか中村議員がおっしゃるとおりに消火活動に不便なところが出てくる可能性もないとは言えません。今後、水道の管路更新の時期が来ていますので、それに合わせて、ついでに一緒に計画して消火栓の増設を考えていきたいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

ただいまの答弁でわかりました。今現在、慶留間区には1基しかないということはわかりますか。1基しかないと思ひますけど、2基…。ああ、そうですか。とにかく今課長がお話したように足りない状況でありますので、ぜひこの予算を計上してつくるようにお願ひしたいと思います。

それから消防車が阿嘉島に見えないんですけれども、どのような形で、どこに消えたのかわからないんですけれども、お願ひします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

現在、阿嘉島の消防車に関しては老朽化によって、修繕がきかないということで廃車にしております。それに伴い、新しい消防車の無償貸付の申請が通りまして、今年度中には新しい消防車が入る予定になっております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

その消防車、年が明けたら出初め式もあるんですけども、それには間に合わないということですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

出初め式には間に合わないと思われま。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

各地区で似たような問題がありますけれども、防犯灯、防犯カメラの設置作業も終わっています。その点で人災、火災ですね、そういうものを防ぐためにはぜひ必要でありますので、あわせて年末年始、外灯の設置の確認もお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。備えあれば憂いなしということわざもあります。ぜひいい正月を迎えるためにはいろんなことがたくさんありますけれども、一つ一つ、優先順位をつけてよろしく御検討のほどをお願いしたいと思います。以上で終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第6．議案第48号 平成30年度座間味村一般会計補正予算（第5号）についてから議案第63号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

よろしくお願ひいたします。それでは議案第48号から説明させていただきます。

議案第48号

平成30年度座間味村一般会計補正予算（第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成30年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度座間味村一般会計補正予算（第5号）

平成30年度座間味村一般会計の補正予算（第5号）は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,153千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,494,308千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月11日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		97,041	△1,000	96,041
	5 法定外目的税	11,000	△1,000	10,000
11 使用料及び手数料		78,214	2,651	80,865
	1 使用料	71,416	2,651	74,067
12 国庫支出金		56,945	4,482	61,427
	1 国庫負担金	17,023	638	17,661
	2 国庫補助金	36,576	3,729	40,305
	3 国庫委託金	3,346	115	3,461
13 県支出金		889,616	△7,161	882,455
	1 県負担金	11,076	1,135	12,211
	2 県補助金	846,425	△10,277	836,148
	3 県委託金	32,115	1,981	34,096
14 財産収入		422	8,401	8,823
	2 財産売払収入	0	8,401	8,401
18 諸収入		13,591	3,780	17,371
	4 雑収入	13,589	3,780	17,369
歳入合計		2,483,155	11,153	2,494,308

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		370,606	8,135	378,741
	1 総務管理費	336,258	8,335	344,593
	4 選挙費	4,872	△200	4,672

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		173,779	1,907	175,686
	1 社会福祉費	149,812	1,351	151,163
	2 児童福祉費	23,967	556	24,523
4 衛生費		170,168	5,019	175,187
	1 保健衛生費	91,865	1,556	93,421
	2 清掃費	78,303	3,463	81,766
6 農林水産費		99,640	△10,839	88,801
	1 農業費	46,410	△3,278	43,132
	2 林業費	33,842	△7,644	26,198
	3 水産業費	19,388	83	19,471
7 商工費		118,814	△3,970	114,844
	1 商工費	118,814	△3,970	114,844
8 土木費		1,007,776	△3,040	1,004,736
	2 道路橋りょう費	50,931	△7,000	43,931
	4 港湾費	847,813	1,628	849,441
	5 下水道費	29,848	382	30,230
	7 空港費	29,009	1,950	30,959
9 消防費		16,722	681	17,403
	1 消防費	16,722	681	17,403
10 教育費		323,129	11,887	335,016
	1 教育総務費	147,071	2,818	149,889
	2 小学校費	110,046	5,323	115,369
	3 中学校費	10,610	△878	9,732
	4 幼稚園費	26,455	4,349	30,804
	6 保健体育費	25,508	275	25,783
11 災害復旧費		18,732	1,373	20,105
	2 公共土木施設 災害復旧費	14,021	1,373	15,394
歳出合計		2,483,155	11,153	2,494,308

議案第49号

平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成30年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202,696千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		34,527	1,061	35,588
	1 国民健康保険税	34,527	1,061	35,588
7 県 支 出 金		97,405	151	97,556
	1 県 補 助 金	97,404	151	97,555
10 繰 入 金		28,237	△1,060	27,177
	1 一 般 会 計 繰 入 金	28,236	△1,060	27,176
歳 入 合 計		202,544	152	202,696

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		10,463	152	10,615
	1 総 務 管 理 費	10,434	152	10,586
歳 出 合 計		202,544	152	202,696

議案第50号

平成30年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成30年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,824千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ890,738千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金繰入金		169,869	30,824	200,693
	1 基金繰入金	169,869	30,824	200,693
歳入合計		859,914	30,824	890,738

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		490,681	30,774	521,455
	1 旅客費	3,226	△500	2,726
	2 自動車航送取扱費	855	△234	621
	5 燃料潤滑油費	165,936	23,508	189,444
	7 港費	5,435	△2,000	3,435
	9 船費	310,753	10,000	320,753

款	項	補正前の額	補正額	計
2 営業費用		114,237	50	114,287
	4 航路附属施設費	5,506	△1,000	4,506
	5 店費	98,870	1,050	99,920
歳出合計		859,914	30,824	890,738

議案第51号

平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成30年12月11日提出

座間味村長 宮里 哲

平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,020千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102,515千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月11日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		55,095	2,020	57,115
	1 繰入金	55,095	2,020	57,115
歳入合計		100,495	2,020	102,515

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 簡易水道事業費		60,259	2,020	62,279
	1 営 業 費	60,259	2,020	62,279
2 公 債 費		40,235	0	40,235
	1 公 債 費	40,235	0	40,235
歳 出 合 計		100,495	2,020	102,515

議案第52号

平成30年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成30年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ382千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111,264千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		29,848	382	30,230
	1 繰 入 金	29,848	382	30,230
歳 入 合 計		110,882	382	111,264

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下 水 道 事 業 費		92,890	341	93,231
	1 下 水 道 事 業 費	92,890	341	93,231
2 公 債 費		17,991	41	18,032
	1 公 債 費	17,991	41	18,032
歳 出 合 計		110,882	382	111,264

議案第53号

座間味村課設置条例の一部を改正する条例について

座間味村課設置条例（平成23年条例第11号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成30年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

組織の再編をすることで、業務の効率化を図り住民サービスの向上を推進するため。
これが本議案を提案する理由である。

座間味村課設置条例の一部を改正する条例

平成30年12月11日

条例第16号

座間味村課設置条例（平成23年座間味村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 船舶・観光課

第3条第1項第19号を削り、同条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 環境衛生に関すること。

第3条第2項中第11号を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 船舶・観光課

(1) 商工業及び観光に関すること。

(2) 自然環境に関すること。

(3) 船舶・バス運送業に関すること。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第54号

座間味村税条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項1号の規定により、座間味村税条例（昭和58年座間味村条例1号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成30年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

固定資産税の適切な評価及び事務執行のため本条例の一部を改正する必要がある。
これが本議案を提案する理由である。

座間味村税条例の一部を改正する条例について

平成30年12月11日
条例第17号

座間味村税条例の一部を次のように改正する。

第76条に次の2項を加える。

2 評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから村長が議会の同意を得て、選任する。

3 村長は、固定資産税を課される固定資産が少ないため評価員を設置する必要がないと認める場合においては、自ら評価員の職務を行うことができる。

附則 この条例は公布の日から施行する。

議案第55号

座間味村支給認定及び保育施設等の利用調整等に関する条例の制定について

座間味村支給認定及び保育施設等の利用調整等に関する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規程により、議会の議決を求める。

平成30年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行等に伴い、支給認定及び保育施設等の利用調整等について必要な事項を定める必要がある。

これが本議案を提案する理由である。

座間味村支給認定及び保育施設等の利用調整等に関する条例

平成30年12月11日

条例第18号

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条及び第87条並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の施行等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（支給認定の申請）

第3条 小学校就学前子どもの保護者は、法第20条の規定による小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定並びに同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認められた小学校就学前子ども（第5条において「第2号又は第3号認定子ども」という。）に係る保育必要量の認定（以下「支給認定」という。）を受けようとするときは、規則で定めるところにより、村長に申請しなければならない。

（利用の制限）

第4条 支給認定に係る小学校就学前子ども（次条において「支給認定子ども」という。）は、1人につき一の特定制教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用することができるものとする。

（利用調整）

第5条 村長は、支給認定子ども（第2号又は第3号認定子どもに限る。）について、規則で定めるところにより、児童福祉法第24条第3項の規定による保育所等（同項に規定する保育所、認定子ども園又は家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）の利用についての調整を行うものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第56号

座間味村特定保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の制定について

座間味村特定保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規程により、議会の議決を求める。

平成30年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、特定保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に係る支給認定保護者又は扶養者が負担すべき費用について定める必要がある。

これが本議案を提案する理由である。

座間味村特定保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例

平成30年12月11日

条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく特定保育施設及び特定地域型保育事業に係る支給認定保護者又は扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）が負担すべき費用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(保育料)

第3条 保育料は次に掲げる額とし、規則で定めるものとする。

(1) 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号から第3号まで及び附則第9条第1項第1号から第3号までの子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号で定める額を限度として当該支給認定保護者等の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して村が定める額

(2) 法附則第6条第4項の規定により保育費用を利用者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて村が定める額

2 前項の規定にかかわらず、月の途中において入所し、又は退所した場合におけるその月の保育料は、日割計算により算定した額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 保育料の算定に当たっては、当該年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は、当該年度中に限り変更しないものとする。

(保育料の徴収)

第4条 村長は、村が設置する特定教育・保育施設において支給認定子どもに対して保育を行ったときは、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者等から、前条第1項第1号の額を徴収するものとする。

2 村長は、支給認定子どもに対して法附則第6条第1項の規定により、村が支払う保育費用に係る保育を特定保育所が行ったときは、当該支給認定子どもに係る、支給認定保護者等から前条第1項第2号の額を徴収するものとする。

(保育料の納入期限)

第5条 第3条の規定により徴収する毎月分の保育料の納入期限は、当月末日とする。ただし、末日が座間味村職員の休日及び休暇に関する条例（昭和14年座間味村条例第12号）第2条第1号から第3号に規定する村の休日に当たるときは、その直前の休日でない日とする。

(保育料の減免)

第6条 村長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(保育料の還付)

第7条 既納の保育料は、還付しない。ただし、村長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第57号

座間味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の制定について

座間味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規程により、議会の議決を求める。

平成30年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要がある。

これが本議案を提案する理由である。

座間味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例

平成30年12月11日

条例第20号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第37条）

第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
- (10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。

- (11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- (14) 教育・保育 法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。
- (15) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (16) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (17) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- (18) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。
- (19) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (20) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- (21) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
- (22) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。
- (23) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。
- (24) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

（一般原則）

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就

学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による

承諾をした場合は、この限りでない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設定者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させ

ることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把

握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 提供する特定教育・保育の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日
 - (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
 - (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。)
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設(法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。)若しくは地域型保育(同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。)を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して村が行う調査に協力するとともに、村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

（1）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

（2）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

（3）事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録
- (3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員（法第29条第1項の確認

において定めるものに限る。以下この章において同じ。) の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

- 3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

（1）特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

（2）必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。

（3）当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の村の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事

業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を

図らなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する選考の方法を含む。)
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
 - (2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録
 - (3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ（1）に規定する村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定するが定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「同項第2号ロ（1）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ（2）に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ（1）に規定する村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ（1）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型

保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

第4条 小規模保育事業C型にあつては、平成32年3月31日まで、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。

議案第58号

座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

平成30年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

前回の改定より8年経過し、社会情勢等の変化に伴い、利用料金の改定、区分を見直す必要がある
これが、本議案を提案する理由である。

座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

平成30年12月11日
条例第21号

座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例(平成22年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中別表、第12条中別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

通番	設備の名称	内容
1	管理棟	1棟（トイレを含む。）
2	コテージ	6棟
3	トイレ・シャワー室	1棟
4	共同炊事場	1棟
5	駐車場	
6	その他	倉庫及び水道施設等

別表（第12条関係）

名称	区分	単位	利用料金	
			大人	小人
キャンプ場		1人	500円	250円
コテージ		1棟	21,000円	
テント		1張（大）	2,500円	
		1張（中）	2,000円	
		1張（小）	1,000円	
バーベキュー用品一式		1台（大）	2,000円	
		1台（小）	1,000円	
寝袋		1個	500円	
手荷物預かり		1個	200円	
オートキャンプサイト		1区画	3,500円	
グランピングキャンプサイト		1区画	3,500円	
備考				
1 小人料金の年齢は、6歳以上12歳未満とする。				
2 コテージの基本使用は、6人までとする。				
3 テント、バーベキュー用品一式に保証金を定め、返却時に支払う。ただし、保証金額は一律1,000円とする。				
4 その他の施設使用料は、村長の定める額とする。				

附 則

この条例は、公布の日から施行し平成31年4月1日から適用する。

議案第59号

座間味村海洋体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村海洋体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

平成30年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

条例制定から13年経過し、利用状況、保管物に変化があることから利用料金の区分を見直す必要がある。これが、本議案を提案する理由である。

座間味村海洋体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

平成30年12月11日

条例第22号

座間味村海洋体験施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第10号）の一部を次のように改正する。

【別表1】

通番	設備の名称	内容
1	事務・会議室	会議等
2	トイレ施設	男子トイレ、女子トイレ
3	更衣室（シャワー施設含）	男子更衣室、女子更衣室
4	倉庫	備品等
5	艇庫	サバニ、ヨット、シーカヤック、SUP等

【別表2】

名称	区分	単位	利用料金
事務・会議室		1時間	1,000円
サバニ保管		1年間	36,000円
ヨット保管		1年間	18,000円
シーカヤック保管		1年間	18,000円
トレーラー保管		1年間	18,000円
SUP保管		1年間	6,000円
その他保管		1年間	10,000円

備考

- 1 事務・会議室は、30分増すごと500円の追加料とする。
- 2 サバニ、ヨット、シーカヤックの保管料は、
サバニ 月額3,500円とする。
ヨット 月額2,000円とする。
カヤック 月額2,000円とする。
トレーラー 月額2,000円とする。
SUP 月額600円とする。
その他 月額1,000円とする。

【別表3】

名称	単位	利用料金
シャワー施設	10分以内	100円
ヨット貸出（1人用）	4時間以内	2,000円
ヨット貸出（2人用）	4時間以内	2,000円
救助用ゴムボート貸出	4時間以内	15,000円
施設内作業等（電気使用）	4時間以内	2,000円

備考

- 1 ヨット等を保管している場合は、シャワー施設等を無料とする。
- 2 ヨット等の貸出は、1時間増すごと500円とする。
- 3 施設内で作業を行う場合は、1時間増すごとに500円とする。
- 4 救助用ゴムボート貸出の際は、船舶操縦免許の提示を求める。燃料費については利用者負担とする。
- 5 その他の場合は、協議して決める。

第12条中別表を次のように改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第60号

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年座間味村条例第24号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成30年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

平成30年の人事院勧告に基づく見直しの実施により本条例の一部を改正する必要がある。
これが本議案を提出する理由である。

条例第23号

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年座間味村条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中、100分の170を100分の175に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の規定は平成30年12月1日から適用する。

議案第61号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年座間味村条例第26号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成30年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

平成30年の人事院勧告に基づく見直しの実施により本条例の一部を改正する必要がある。
これが本議案を提出する理由である。

条例第24号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年座間味村条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中、100分の170を100分の175に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は平成30年12月1日から適用する。

議案第62号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年座間味村条例第27号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成30年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

平成30年の人事院勧告に基づく見直しの実施により本条例の一部を改正する必要がある。
これが本議案を提出する理由である。

条例第25号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年座間味村条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中、100分の170を100分の175に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は平成30年12月1日から適用する。

議案第63号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項1号の規定により、座間味村職員の給与に関する条例（昭和49年座間味村条例1号）の一部を改正する条例について読会の議決を求める。

平成30年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

平成30年の人事院勧告に基づく見直しの実施により本条例の一部を改正する必要がある。
これが本議案を提出する理由である。

条例第26号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

座間味村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条中「4,200円」を「4,400円」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の90」を「100の95」に改める。

別表第1及び第2並びに第3を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100

6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000

	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100
	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500
	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200
	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
	69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100

70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			

	102		297,400	345,500			
	103		297,800	345,900			
	104		298,100	346,300			
	105		298,300	346,800			
	106		298,600	347,200			
	107		299,000	347,600			
	108		299,300	348,000			
	109		299,500	348,500			
	110		299,900	348,900			
	111		300,300	349,200			
	112		300,600	349,500			
	113		300,800	350,000			
	114		301,000				
	115		301,300				
	116		301,700				
	117		301,900				
	118		302,100				
	119		302,400				
	120		302,700				
	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

行政職給料表（単労職）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	130,400	181,900	203,600	250,100	279,200
	2	131,300	183,400	204,800	251,300	281,100
	3	132,300	184,900	206,200	252,400	282,900
	4	133,200	186,300	207,500	253,600	284,700
	5	134,200	187,600	208,800	254,500	286,500
	6	135,200	189,100	210,200	255,800	288,300
	7	136,200	190,500	211,600	256,900	290,000
	8	137,200	191,800	213,000	258,100	291,800
	9	138,000	193,200	241,300	259,200	293,300
	10	139,000	194,200	215,900	260,100	295,100
	11	140,000	195,500	217,500	261,300	296,800
	12	141,100	196,600	218,900	262,500	298,600
	13	141,900	197,800	220,100	263,500	300,000
	14	142,900	198,900	221,600	264,600	301,700
	15	143,900	200,000	223,100	265,600	303,300
	16	144,900	201,100	224,400	266,600	304,800
	17	146,000	202,100	225,300	267,600	306,300
	18	147,200	203,200	226,000	268,800	307,900
	19	148,400	204,200	226,900	269,900	309,500
	20	149,600	205,200	227,900	270,800	311,200
	21	150,700	206,100	228,800	271,800	312,200
	22	151,900	207,200	230,300	272,900	313,600
	23	153,100	208,300	231,600	274,000	315,000
	24	154,300	209,300	232,700	275,000	316,500
	25	155,500	210,200	234,100	275,800	317,600
	26	157,000	211,100	235,400	276,900	319,100
	27	158,500	211,800	236,700	278,000	320,500
	28	160,000	212,700	238,000	279,100	321,900

29	161,400	213,600	238,900	280,000	323,500
30	162,900	214,800	240,100	281,100	324,700
31	164,400	215,800	241,400	282,100	326,000
32	165,900	216,700	242,600	283,100	327,200
33	167,400	217,300	243,700	283,800	328,300
34	169,200	218,500	245,000	284,700	329,200
35	171,000	219,600	246,100	285,600	330,300
36	172,800	220,800	247,300	286,700	331,400
37	174,600	221,400	248,600	287,300	332,500
38	176,300	222,600	249,700	288,200	333,600
39	178,000	223,800	251,000	289,100	334,600
40	179,700	224,900	252,300	290,000	335,600
41	181,300	225,800	253,300	290,600	336,600
42	182,700	227,000	254,600	291,600	337,600
43	184,000	228,000	255,700	292,600	338,600
44	185,400	229,100	257,000	293,500	339,600
45	186,900	230,200	257,800	294,200	340,500
46	188,200	231,200	258,900	295,100	341,500
47	189,600	232,300	260,100	296,000	342,500
48	191,000	233,300	261,100	296,900	343,500
49	192,300	234,300	262,300	297,600	344,400
50	193,400	235,400	263,500	298,200	345,300
51	194,500	236,500	264,700	298,900	346,200
52	195,700	237,600	265,600	299,700	347,000
53	196,800	238,700	266,500	300,300	347,800
54	197,900	239,700	267,600	301,100	348,600
55	198,800	240,600	268,800	301,800	349,400
56	199,900	241,400	270,000	302,500	350,100
57	201,000	242,300	270,800	303,200	350,800
58	202,000	243,300	271,800	303,900	351,600
59	203,000	244,300	272,900	304,700	352,400
60	204,000	245,200	273,900	305,400	353,100

	61	205,100	246,000	274,900	306,000	353,800
	62	206,000	246,900	276,000	306,700	354,500
	63	206,900	247,800	276,800	307,400	355,200
	64	207,800	248,700	277,900	308,100	355,900
	65	208,500	249,500	278,700	308,600	356,500
	66	209,300	250,300	279,500	309,100	357,000
	67	210,000	251,100	280,300	309,700	357,500
	68	210,800	251,800	281,100	310,300	358,000
	69	211,200	252,500	281,700	310,900	358,400
	70	211,800	253,100	282,500	311,300	
	71	212,100	253,500	283,300	311,800	
	72	212,600	253,900	284,000	312,300	
	73	212,800	254,100	284,800	312,600	
	74	213,400	254,500	285,500	313,100	
	75	213,900	255,000	286,300	313,600	
	76	214,600	255,500	287,100	314,000	
	77	214,800	255,800	287,700	314,200	
	78	215,500	256,200	288,200	314,500	
	79	216,000	256,700	288,700	314,800	
	80	216,600	257,200	289,100	315,100	
	81	217,300	257,500	289,500	315,400	
再	82	217,700	257,800	289,900	315,700	
任	83	218,300	258,100	290,400	316,000	
用	84	219,000	258,400	290,900	316,300	
職	85	219,600	258,600	291,300	316,500	
員	86	220,100	258,800	291,900	316,900	
以	87	220,600	259,100	292,500	317,200	
外	88	221,300	259,400	293,100	317,400	
の	89	221,800	259,600	293,400	317,600	
職	90	222,400	259,800	293,900	317,900	
員	91	223,000	260,200	294,400	318,200	
	92	223,500	260,400	294,800	318,500	

93	223,900	260,700	295,200	318,700
94	224,400	261,100	295,700	319,000
95	224,900	261,400	296,200	319,300
96	225,400	261,700	296,700	319,500
97	225,700	261,900	297,000	319,700
98	226,200	262,200	297,400	320,000
99	226,700	262,400	297,900	320,300
100	227,200	262,700	298,400	320,500
101	227,600	263,000	298,800	320,700
102	228,100	263,200	299,200	
103	228,700	263,500	299,500	
104	229,300	263,800	299,800	
105	229,700	264,000	300,100	
106	230,200	264,200	300,500	
107	230,500	264,500	300,900	
108	230,900	264,700	301,300	
109	231,100	265,000	301,600	
110	231,500	265,300	302,000	
111	232,000	265,600	302,400	
112	232,400	265,800	302,700	
113	232,600	266,000	302,900	
114	233,100	266,300	303,200	
115	233,600	266,500	303,500	
116	234,100	266,700	303,700	
117	234,400	267,000	303,900	
118	234,800	267,300	304,200	
119	235,200	267,600	304,500	
120	235,600	267,900	304,700	
121	236,000	268,100	304,900	
122		268,300	305,200	
123		268,600	305,500	
124		268,900	305,700	

	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

別表第2（第3条関係）

海事職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	147,800	192,000	226,300	259,700	291,300	319,500
	2	148,800	194,100	228,000	261,100	292,600	321,400
	3	150,000	196,300	229,500	262,600	294,000	322,900
	4	151,000	198,500	230,800	264,300	295,400	324,600
	5	152,000	200,600	232,100	265,800	296,700	326,200
	6	153,300	202,500	233,800	267,700	298,000	327,600
	7	154,600	204,400	235,500	269,400	299,300	329,300
	8	155,900	206,300	237,000	270,900	300,600	330,800
	9	157,000	208,100	238,500	272,000	301,900	332,500

10	158,500	209,700	240,000	273,800	303,100	334,000
11	160,100	211,300	241,800	275,500	304,200	335,600
12	161,600	212,900	243,500	277,200	305,400	337,100
13	162,900	214,500	245,100	278,500	306,300	338,700
14	164,400	216,100	246,900	280,000	307,300	340,300
15	165,900	217,500	248,700	281,500	308,100	341,900
16	167,500	218,900	250,400	283,000	309,100	343,300
17	168,900	220,100	251,900	284,400	310,000	344,800
18	170,600	221,500	253,800	285,800	311,000	346,400
19	172,300	222,900	255,700	287,100	311,800	348,100
20	174,000	224,200	257,300	288,500	312,500	349,700
21	175,600	225,100	258,800	289,800	313,400	351,000
22	177,600	226,400	260,200	291,100	314,100	352,600
23	179,500	227,800	261,700	292,600	315,200	354,200
24	181,400	229,200	263,400	294,000	316,200	355,800
25	183,100	230,500	265,000	295,100	316,900	356,900
26	184,900	231,800	266,800	296,400	317,600	358,500
27	186,700	233,200	268,500	297,600	318,400	360,000
28	188,500	234,600	270,100	298,900	319,200	361,500
29	190,100	235,700	271,300	300,100	320,000	362,900
30	192,200	237,200	273,100	301,200	320,900	364,200
31	194,300	238,600	274,700	302,200	321,700	365,600
32	196,400	239,900	276,300	303,300	322,300	367,100
33	198,300	240,900	277,700	304,500	323,200	368,000
34	200,200	241,800	279,100	305,300	324,100	369,000
35	202,100	242,500	280,600	306,300	325,000	370,200
36	204,000	243,600	282,000	307,300	325,800	371,300
37	205,800	244,300	283,200	308,300	326,200	372,200
38	207,400	245,600	284,500	309,300	327,100	373,200
39	208,900	246,700	285,700	310,200	328,000	374,200
40	210,500	247,900	287,000	311,300	328,900	375,300
41	211,900	248,700	288,600	312,100	329,500	376,200

42	213,400	250,000	289,900	312,900	330,400	377,200
43	215,000	251,200	291,200	313,800	331,200	378,100
44	216,600	252,700	292,500	314,700	332,000	379,100
45	218,000	253,600	294,000	315,600	332,700	380,100
46	219,200	255,000	295,100	316,500	333,500	380,900
47	220,400	256,300	296,400	317,300	334,200	381,900
48	221,700	257,500	297,700	318,000	335,000	382,800
49	223,100	258,400	298,700	318,700	335,500	383,600
50	224,300	259,800	299,900	319,500	336,000	384,600
51	225,200	261,200	300,900	320,300	336,600	385,400
52	226,300	262,600	302,200	321,000	337,100	386,100
53	227,600	263,600	303,400	321,500	337,400	387,100
54	228,900	265,000	304,400	322,300	337,800	387,900
55	230,100	266,200	305,400	323,100	338,400	388,800
56	231,300	267,400	306,300	323,800	339,000	389,500
57	232,400	268,400	307,400	324,100	339,300	390,400
58	233,600	269,600	308,400	324,700	339,900	391,200
59	234,800	270,800	309,500	325,200	340,500	392,000
60	236,000	272,100	310,500	325,900	341,100	392,800
61	237,200	273,100	311,300	326,400	341,300	393,300
62	238,300	274,300	312,200	326,900	341,700	394,000
63	239,200	275,300	313,300	327,400	342,000	394,600
64	240,300	276,500	314,300	327,700	342,500	395,300
65	240,900	277,800	315,000	327,900	342,700	395,900
66	241,900	279,000	315,900	328,200	343,100	396,400
67	242,700	280,200	316,700	328,800	343,500	396,800
68	243,700	281,100	317,600	329,400	343,900	397,300
69	244,400	282,000	318,400	329,800	344,400	398,000
70	245,200	282,900	319,100	330,200	344,800	
71	245,900	283,800	319,600	330,600	345,200	
72	246,800	284,700	320,300	331,000	345,700	
73	247,600	285,400	320,500	331,200	346,300	

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	74	248,300	286,100	321,000	331,400	346,800
	75	248,800	286,700	321,400	331,600	347,300
	76	249,400	287,300	321,700	331,800	347,700
	77	249,700	287,800	322,200	332,200	348,000
	78	250,000	288,400	322,500	332,400	348,400
	79	250,600	289,000	323,100	332,700	348,800
	80	251,300	289,500	323,700	333,000	349,200
	81	251,700	290,000	324,300	333,300	349,600
	82	252,000	290,600	324,700	333,700	349,900
	83	252,200	291,000	325,000	334,000	350,300
	84	252,700	291,500	325,300	334,400	350,700
	85	253,000	291,900	325,500	334,700	351,100
	86		292,200	325,800	335,000	351,500
	87		292,500	326,000	335,400	351,900
	88		292,800	326,300	335,800	352,300
	89		293,000	326,600	336,000	352,700
	90		293,200	326,900	336,300	
	91		293,600	327,100	336,600	
	92		293,900	327,400	337,000	
	93		294,100	327,600	337,400	
	94		294,500	327,800	337,600	
95		294,900	328,200	337,900		
96		295,300	328,600	338,200		
97		295,500	328,800	338,500		
98		295,700	329,100	338,800		
99		295,900	329,500	339,100		
100		296,200	329,900	339,400		
101		296,600	330,100	339,600		
102		296,900	330,300	339,900		
103		297,100	330,500	340,200		
104		297,300	330,700	340,500		
105		297,600	331,100	340,700		

	106			331,300	341,100		
	107			331,500	341,300		
	108			331,800	341,500		
	109			332,100	341,800		
	110			332,400			
	111			332,700			
	112			333,000			
	113			333,200			
再任用職員		215,100	229,600	231,600	253,700	282,200	312,000

備考 この表は、船舶に乗り込む職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100

15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200
16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200
17	189,100	219,000	247,600	278,100	314,500	362,200
18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200
19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300
20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400
21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100
22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200
23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300
24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300
25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300
26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900
27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800
28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700
29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500
30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200
31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100
32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900
33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600
34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300
35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100
36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800
37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400
38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100
39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900
40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700
41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200
42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700
43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200
44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500
45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600
46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700

47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800
48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000
49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300
50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400
51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600
52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700
53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900
54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900
55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000
56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100
57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200
58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700
59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300
60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700
61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300
62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800
63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200
64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600	

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400
	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900
	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
	94	281,900	315,000	348,400	366,400	
	95	282,800	315,700	349,100	366,800	
	96	283,800	316,300	349,700	367,100	
	97	284,400	317,000	350,100	367,700	
	98	285,200	317,300	350,500	368,200	
	99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200		
101	287,500	319,000	351,900	369,800		
102	288,300	319,600	352,300	370,300		
103	289,100	320,200	352,800	370,800		
104	289,900	320,800	353,200	371,200		
105	290,600	321,200	353,500	371,800		
106	291,100	321,700	354,000	372,300		
107	291,600	322,200	354,400	372,800		
108	292,100	322,700	354,700	373,300		
109	292,300	323,100	355,200	373,900		
110	292,600	323,500	355,700	374,300		

111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		

143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	377,600					
154	305,900						
155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						
158	307,000						
159	307,300						
160	307,600						
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						
再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は平成30年4月1日から、第1条の規定（給与条例第20条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は平成30年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成30年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の等級を異にして異動した職員及び村長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、村長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以上、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（中村秀克）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第7. 議案第48号 平成30年度座間味村一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

歳入歳出に飛んでいいですか。歳入からですか。歳出でもいいですか。

○ 議長（中村秀克）

はい。任せます。

○ 5番（中村 勇議員）

22ページ。一番後ろのほうにありますけれども、災害復旧費、これは多分、今、後原線が通行どめとなっています。これは、村道後原線災害復旧費ですね。137万3,000円。これは、ことし中で行う予定でしょうか。よろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

ことし中というよりも、今回の12月議会で可決してもらえましたら、順次、工事に向けての準備を進めてまいりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

今、元ちり捨て場ですか、その辺で一応通行どめになっていますので、できれば奥のほうで、例えばクボウタキとかあの辺まで本当は行ってほしいのですが、現在、その手前で通行どめになっていますので、早

目の工事をお願いしたいと思います。また、那覇から正月に来るお客さんも、島人も、やはりこの道が通れなくて大変困っているということでお話がありましたので、早急な工事をお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

全協でもお聞きしましたが、これは村民、住民が非常に興味を持っていることなので、本議会でももう一度確認します。7ページ、美ら島税1,000万円の補正減ということでありまして、再度、本議会で答弁いただけますでしょうか。よろしくお祈いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

休憩いいですか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

訂正します。済みません。100万円の補正減となっていますけれども、それは住民が、今度から導入された税金ですので、非常に興味、その用途も、これは結構いろいろ多岐にわたっていますので、補正となった、たかが100万円ですけれども、その辺をもう一度教えていただけますか。よろしくお祈いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

美ら島税に関しては、当然船便によって、観光客の増減によるもので減額となっております。また、最終的には3月議会でも収入状況を見ながら、また再度、増になるか減になるかも考えていきたいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは、今年度から導入した税なので、住民も相当興味を持っていると思ひますので、その動向は、今おっしゃったようによろしくお祈いいたします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ございませんか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

先ほどの一般質問とも少し関連します。9ページに土地の売払収入ですか。840万1,000円ということですが、これはどこの土地の売払収入ですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

昨年購入しました阿真の集落の一部、地権者、売却予定の2名、2件となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。差し支えなければ、その2件の用途、あるいは詳細を教えてくださいませんか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

1件目に関しては、住民のライフラインである電力の企業さんに売却したいと考えています。もう1件に関しては、村民の方ではあるのですが、現在道路の変更をしたため、その方の住居の道路進入口がなくなります。その分を売却して、きちんと住宅から道につながるような方法を考えていますので、その部分が入っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

よくわかりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

9ページ、1目の県補助金の一番上のほう、900万円、これは島ちゃびの予算でしたか。お願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

この県補助金は、一括交付金全体の補助金の減額で、その中で事業が実施できなかったもの、例えば譲治議員がおっしゃったように、ヘリのチャーターとか、ヘリコプターが運行できなかった分の予算を減額しておりますので、その分の歳入の補助金も減額しております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

この中の島ちゃびのヘリ移送のほうに入っていると思うのですが、以前にも少し触れたことがあったと思うのですが、船が欠航した際のヘリの予約の窓口を、できれば観光協会等が一回受けて、それで人数集めをして、ヘリの会社に連絡を取って調整する方法が取れないかというのを、以前にもやったと思うのですが、そのような方法は取れないのかどうか、もう一度お聞きします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

やはりこの辺なかなか、取りまとめようとしても現実的には難しいところがありまして、私たちでもあと何名乗れるかというのが、実際に予約をするときに確認ができないところであって、また、そういう問題が

発生しているものですから、恐らく観光協会を経由してやろうとしても、既に埋まっている状況が絶対多いと思いますので、そこで何名、定員の5名を集めてやったほうが効率はいいと思いますが、向こうの会社のほうで空きが何名というのは教えてくれないので、それは現実的には、今の段階では難しいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平讓治議員。

○ 1番（宮平讓治議員）

わかりました。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは8ページ。一番下の県支出金のほうから、県民投票の件で113万5,000円。これは最近賛否両論、ある市では反対だとか、ある市では議会の否決だということが盛んに新聞紙上ににぎわせていますけれども、村長、その件に関して、本村では通常どおり、もちろん予算を計上しているし、我々のほうで蹴るということももちろんないのですが、通常どおり県民投票を行うという認識でよろしいですか。そのための予算として計上していると理解してよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お見込みのとおりでございます。県民投票に関してはいろいろな議論が、マスコミを含めてあるかと思えます。さきの県知事選挙で民意は示されたので、今さら5億5,000万円というお金を使う必要があるのか。それを福祉に回したほうがいいのかという意見もございまして、また二択では、県民の皆さんの細かい意見まで吸い取ることができないのではないかと、あるいはそういったことも含めてほかの自治体においては反対意見書が可決されたり、実施が危ぶまれるといたしますか、やるのかどうかかわからない自治体があるらしいという情報も含めて入っておりますが、私といたしましては、沖縄県議会において可決された内容でございます。予算に関しては、それに関しては、それも一つの民意だということで、5億5,000万円ももったいないという言い方も何となくわかるような気もしますが、ここはしっかりと、県からの指導も受けながら、しっかりと県民投票に関しては実施させていただこうかと、今のところ考えているところでございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

よくわかりました。ありがとうございます。というのは、我々、もちろん議員、個々に各マスコミとか、あちこちからその件で電話があるのです。それに対しては、今回は補正も上がっていますし、私たちとしてはそのとおりにいくという形で認識しておりますという形で、そんなに大きなことを答えてはいないのですが、恐らく各議員にも、マスコミ等からもいろいろ電話で調査とか結構あつたりするものですから、とりあえず本村の考え方も一応お聞きしようかということでお聞きしました。ありがとうございます。続いて歳出のほうをお伺いします。11ページ、2目財産管理費。用地購入費として518万4,000円が上がっております。それは全協でもお聞きしたのですが、それを再度、大きな金額ですから、本議会で御説明をお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

先ほど中村 勇議員の一般質問でもありましたように、村営の駐車場を設置しているところのそばの敷地3筆、地権者2名の予定です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ありがとうございます。飛んで行きます。15ページ、衛生費、清掃費です。塵芥処理費のほうで、委託料として座間味村クリーンセンター解体に係る事前調査及び設計業務委託ということで、310万8,000円が計上されております。それも含めて説明をお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

現在、当初予算においては、今の溶融炉の解体の設計は入れていますが、今回追加で、溶融炉の後ろのほうの旧焼却炉の解体の設計も追加で入れております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは旧焼却炉と、それから全協でもお聞きしました。後ろに立派なシャワールームがあります。その辺の解体工事はどのように含まれていますか。それもあわせてお願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今お話しのある、まずこの追加に関しては、旧焼却施設のものであり、行く行くはそういった施設も解体できればと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。早く予算を通して、早く解体してください。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平讓治議員。

○ 1番（宮平讓治議員）

同じく15ページ、農林水産費のイノシシのわな賃金のほうを伺いたいのですが、32万円のマイナスになっておりますが、その辺の説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

賃金は、支出場所を、先ほど一般質問でも話をしたとおり、鳥獣対策から支出しようかということで、一般会計は減額補正としております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

わかりました。同じく 15 ページの農業基盤整備促進事業の委託事業と整備促進工事の説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

これは両方とも入札残の減額となっております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

ちなみにこれはどこの予定だったのですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

委託が慶留間地区、工事が阿嘉地区です。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

わかりました。

○ 議長（中村秀克）

2 番 宮平喜文議員。

○ 2 番（宮平喜文議員）

金額が大きいのを少しずつ聞いていきます。16 ページ、農林水産費、林業費の林業振興費の中で、美ら島づくり花の森管理委託業務がマイナス 592 万 4,000 円という形になってはいますが、それはなぜそのようにして補正減にしなければいけないのかということの説明願います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

この 592 万 4,000 円の減の件ですが、これは、花の森事業で整備した植物等を管理するというので委託を進めてきたのですが、なかなか入札ができないという状況にありましたので、その分の予算を減額しております。

○ 議長（中村秀克）

2 番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。これは、予算としては一括交付金の一部ですか。それとも村単独の予算ですか。ここには一括とは書いていないものですから。そこを教えてくださいませんか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

一般からの持ち出しとなっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。では続けてよろしいですか、議長。

○ 議長（中村秀克）

はい。

○ 2番（宮平喜文議員）

16ページの一番下、次は一括、島ちゃび海上移動手段安定化対策事業427万円ということで補正減になっていますけれども、その補正減になった理由を、というのは、やはりこれだけ県に一括交付金の補助を申請して、それが使いきれないとかマイナスとかになると、後々、いろいろと一括交付金に関しての補助申請等に、非常に苦難を来すのではないかとということも懸念されるものですから、その辺も含めて、これがなぜマイナスになったのか、教えてくださいませんか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

御存じのとおり、エクセル航空さんに事故がありまして、その期間の分、先月の11月20日から運航したのですが、その間の4月から11月分を減額しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは要するに、例の空の便の利用が使えなかったからお返しになるとか、補正減になるという形で捉えてよろしいわけですね。わかりました。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

19ページの一番下のほう、学校の危険ブロックの撤去工事ですけれども、学校の件は理解できたのですが、数字とは直接関係ないのですが、一般の住宅の危険箇所があるのですが、今後はどのように撤去というか、指導をしていく感じになりますか。済みません、数字とは直接関係ないのですが。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

早目に調査、現場確認をしようと思ったのですが、することが現段階ではありませんので、まずは調査をしてから方策を考えていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

私も勉強不足でわからないのですが、これは個人的な部分なので、どこまで行政がかかわっているかも伺いたいのですが。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

先ほどの答弁を訂正させていただきます。もし、そういったことが地域住民からあった場合は、その現場を確認して、本人たちへお知らせしたいと思えます。まずその辺についても広報等を通して、周知していきたいと考えております。なお、公共施設に関しましては、村で確認作業を進めていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

指導をするにしても、高い塀の数が非常に多いと思うので時間はかかると思うのですが、事故が起こる前に、ぜひ指導をよろしく願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

2つほど聞きたいことがあるのですが、16ページ、農林水産費の委託のほうです。マイナスになっているのは、どこに予定をしていたのか。マイナスの理由を教えてください。減になっている35万8,000円の測量委託。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

これは造林作業の面積の縮小によって事業費が小さくなったということで、測量委託の減となっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

もう一度。ちょっと理解ができなかったの。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

大変済みません。現在、座間味島で造林事業を行っております。そこで今回やる範囲が小さくなりました

ので、その分の予算の減となっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。ありがとうございます。あともう一つ、17ページの外来種根絶も減になっていますけれども、委託の700万円。これはどこの地区との、座間味、阿嘉、慶留間、全部入れてですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

村内、座間味島、阿嘉島、慶留間島の3有人島となっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これは全てモクマオウですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

外来種ですので、基本的にはモクマオウとなっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

18ページ。教育費、公有財産購入費、17節です。土地購入費（学校用地）211万2,000円。全協でも少しお聞きしましたけれども、この用地は、今も学校敷地内にあるのですか。それとも新たに買ってそこにお金を払うのか。それとも、そもそも昔から買っていたけど金を払っていなかったのか。本村においては、そういうのが昔から少しずつ、ずっとトラブルが続いていると聞いたりするものですから、その辺の詳しい詳細を教えてくださいませんか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎教育課長。

○ 教育課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質疑ですが、今回、用地につきましては2筆入っております。個人有地を、阿嘉校のほうになっておりますけれども、個人有地を2件、今回学校用地として購入させていただきます。これにつきましては、戦後、阿嘉校ができて以来、やはりまだ個人有地が幾つか残っているところがございます。委員会としましても、これまで交渉して、名義の変更をさせていただいておりますが、まだ幾つか残っておりますので、まだなかなか、用地の交渉ですのでやはり時間を要しております。今回は、その中の2筆を購入させていただく運びとなっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

先ほども聞いたのですが、これは現在、学校内の敷地内にある場所なのですか。それをもう一度お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎教育課長。

○ 教育課長（宮平壮一郎）

現在、学校の中にある用地でございます。1筆は、現阿嘉校の職員室の後ろのほうで、幼稚園生が畑をやっておりますが、建物等はございませんけれども、その1筆と、もう1筆は、ちょうど西側、体育館の反対側の一番端になるのですが、ちょっと砂場があって、広場があるのですが、その用地、学校内の現在使っている中の用地となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。今後、そういうことが出てくる可能性もありますか。その辺をお聞きします。まだまだやっていないところがあるとか。これは、要するに阿嘉校だけではなく、慶留間も座間味校も含めて、今後そういうこともあり得るのかどうか。そこまで突っ込んで聞きたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎教育課長。

○ 教育課長（宮平壮一郎）

現在も、今お話しが出たとおりでございます。これは阿嘉に限らず、座間味、阿嘉、慶留間と、3校とも、まだ用地の問題が残っているところです。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは今後、ずっとその都度、その都度、少しずつ処理していく、あるいは購入していく、あるいは返却するという考え方も、村として、あるいは教育委員会としてお持ちなのですか。その辺の見解をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎教育課長。

○ 教育課長（宮平壮一郎）

やはり個人有地ですので、しっかりと時間をかけて1件ずつ解決して、地主さんの了解を得て、1件ずつ着手していこうということで、私どもとしては年度内に1件ないし2件ずつでも進めていこうということで、取り組んでいるところです。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。こういう問題は、後々ずっと尾を引かないように、早目に解決していただきたいと思えます。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ございませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 平成30年度座間味村一般会計補正予算(第5号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第48号 平成30年度座間味村一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第49号 平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第49号 平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第50号 平成30年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

単純な質疑でありますけれども、7ページ、運航費用、燃料潤滑油費、これは全協でもお話ししたように、今、新聞紙上で市場が年々高騰ということで、フェリーで800万円余り、クイーンで1,400万円余り、内航路で32万1,000円ということですが、これはあくまでも燃料高騰による今後の積算見込みだということで理解してよろしいですか。

○ 議長(中村秀克)

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

おっしゃるとおりでございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

先ほどの件はわかりました。続いて8ページ、船舶修繕費1,000万円かかっております。その詳細を教えてください。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

高速船クイーンさまみの3月のドックのための修繕費となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。ありがとうございます。もう1件よろしいですか。最後、店費、賃金で85万円が計上されております。それは不足ということなのか、それとも事務所の人がふえたということなのか。その辺を教えてくださいいただけますか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

那覇職員の職員の増のために85万円、増額補正をしております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ございませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 平成30年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第50号 平成30年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第51号 平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

7ページ、教えてください。修繕費で311万4,000円が入っております。どこの修繕費でそれだけのあれがかかるか、詳しく詳細を教えてください。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

台風24、25号によりますウタハ堰のポンプの修繕となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。このポンプは1基ですか、2基ですか。ウタハはほとんど記憶に残っていないのですが、どういう形態になっているかわからないので、教えてください。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

2基で稼働しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

そしてその2基のポンプの修理ということで理解してよろしいですか。わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

進行してよろしいですか。質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第51号 平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第52号 平成30年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 平成30年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第52号 平成30年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長(中村秀克)

再開します。

日程第12. 議案第53号 座間味村課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。6番 宮平清志議員。

○ 6番(宮平清志議員)

これは産業振興課がおわかりになると思うのですが、産業振興課という名称というか名前はそのまま引き続き使われる予定ですか。

○ 議長(中村秀克)

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(松田 力)

現行の産業振興課はそのまま、本庁舎にある産業振興課の産業振興班がそのまま産業振興課として残ります。

○ 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

○ 6番(宮平清志議員)

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

それに対する人材というのは、どういう形でとられているのですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

現在、人数の配置につきましては今のところ検討中でありますので、課の再編によってはどこかの課が増になるというのは、4月までには整えたいと思っています。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは今聞いたように、要するに課が1課ふえるということですよ。これまでも本村は宮里 哲村長になって、7、5、3と課が減ってきました。今回はまた1課戻すということで、一時期は公営企業課とかそういう課もあって、課を減らす理由として鮮明に覚えておりますけれども、まず大量の職員の定年者、あるいは退職者、そして全協でも述べたように、この5年、10年ぐらい、20名以上の退職、あるいは定年を迎えて、村長は、職員の力がまだ少し弱いから、もう少し強化されてきたら新たに考えたいということをおっしゃっていたように覚えております。それからすると、1課ふやすということは、職員がある程度力もついた。そしてもちろん挙げている理由には、組織を再編することで業務の効率化を図り、住民サービスの向上に資するということであるのですが、そのような形で理解してよろしいのかどうか、見解を伺えますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

課の再編成に当たりますは、職員の資質の問題も含めますが、それだけではなくて、いかに住民サービスをしっかりとしていくかということがございまして、これまで課の再編を何度か行ってまいりました。一番初め、7課から5課に変えたのは余りにも多過ぎるということです。船頭が多過ぎるということだったので、課を5つにしたのですが、先ほど宮平喜文議員が御指摘のとおり、大量に先輩方が退職をされて、非常に若い職場になってしまいました。そういったことがあり、また一括交付金制度であったりとか、私たち公務員を取り巻く仕事の環境が非常に多岐にわたるようになってきております。そういった意味で、職員を育てながら幹部の皆さんには難儀をしてもらうのですが、現場の職員をふやすことで仕事に慣れてもらうこととあわせて、より住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えて、これまで行ってきたところです。しかしながら、その弊害は全くないわけではなくて、いろいろな弊害もあります。その中で何とかやりくりをさせていただきながら、条例定数の範囲内で、いかに効率のいい業務、いわゆる最近働き方改革という言葉もございまして、それだけではなくて、私たちの使命である村民、住民のための公僕として何をやるのかということも勘案した結果、今回は幹部の皆さんと相談をした上で、1課ふやしていきたいと考えております。大きな目的といたしましては、これまで私の部局でいいますと、総務福祉課と産業振興課がございまして、両課長に關しましては、いわゆる業務量で言う守備範囲が非常に多岐にわたって広いということで、負担を強いていたわけですが、今回業務量だけではなくて物理的な守備範囲と言いますか、産業振興課におき

ましては本庁舎、それから空港、那覇事務所、そしてフェリーと高速船、さらに阿嘉事務所の一部ということで、散っている職員が非常に多うございます。そういったところも踏まえて、産業振興課長の業務量、守備範囲だけではなくて、物理的な範囲も広いということで、まずは産業振興課の今の島を2つに分けて、しっかりとのおおの課長が職員に対して寄り添っていくということをするので、しっかりとした業務体制をつくっていきたいということでございます。また、船舶観光課というのが新しくできますが、そこに関しましては、フェリーが運営をしておりますが、次年度には高速船の発注の計画もございます。また先ほどの燃料の高騰の話であったりとか、さらなる財政支出等、これはフェリーの元金の償還であったりとか、いろいろなことがこれからまた問題が出てくる可能性もありますので、そういったことに迅速に対応するための組織の再編成だということで御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。当然これには、課長職が1人ふえるということも、あわせて理解してよろしいですね。今後、今はもちろん振興課長のところが非常に業務過多だとお聞きしました。私たちからすると、総務・福祉課の総務・福祉課長も民生の部門、それから総務福利厚生の部分、いろいろな税の部分、税というのは、要するに自動車税、固定資産税等を含めて、向こうも非常に業務過多だと見てはいるのですが、将来的にその辺の考え方もありますか。あわせてお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

そこにつきましても、私の一存だけではなくて、職員の勤務状況といえますか、働き方の内容、それから現実にその担当課長がどれだけの業務量を負っているのか、精神的な負担も含めて、しっかりと調べた上で対応していきたいと思っております。ただ、その先のお話をさせていただきましたけれども、今回の課の再編によって、私が幹部の皆さんにお願いしたのは、まず産業振興課を2つに、皆さんとの議論の中で2つに分けるということが1つ、それともう一つは、残っている総務・福祉課の課長に当たる人間の職員の守備範囲が広いので、その守備範囲の軽減も含めて検討していただいた上で、産業振興課の解体というか、課の再編を行っていただきたいということで検討をお願いしたところです。結果ではございますが、総務・福祉課の環境衛生の仕事については、これまで、先ほど言ったように総務・福祉課の福祉班が持っておりましたが、環境衛生費に関しましては、新しい産業振興課に異動することとしておりますので、少ない量ではございますけれども、総務・福祉課長の守備範囲を、守備範囲と言いますか業務量を減らすということにも、一つ着目をさせていただいて、今回の課の再編とさせていただいているところでございます。引き続き、職員あるいは幹部職員の働き方改革をしっかりとやっていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

人材について、これから先、やはり観光の外国の方がどんどんふえてきていますよね。この前、国会でも

外国人労働者の受け入れ拡大が可決されたのですが、それについて、やはり英語だけではなくて、外国語を全体的にわかる方を受け入れていってもいいのではないかと私は思うのですが、東南アジアとか、英語が通じないところもあるわけですから、そういう労働者を入れていってもいいのではないかと私は思うのですが、それについてお伺いしたいのですけれども。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この件に関しましては、地方公務員法等、云々ありまして、先般、国会で通った外国人労働者がどういう形で私たち行政運営にかかわってくるのかというのは、私にはまだ勉強不足で申しわけございません。言えることはないのですが、多分、日本国籍を有する者というのが大前提としてあったと思います。本村の今の状況の中で話をさせていただきますと、JETプログラムのALT、あるいはCIRという形で、学校の先生のみならず、座間味村で言えばジェイミーさんが来ておりますけれども、そういった方々の要請といえますか、招聘などを行うことによって、彼は座間味村役場に籍を置きつつも、観光協会に出向させていただいて、観光客対応をさせていただいております。そういった形で、いろいろな外国人対応をさせていただきたいと思っております。ちなみに本村におきましては、外国人労働力が必要な場所は何かといいますと、外国人労働者が住んでいるわけでもありませんので、私たち行政においては特に必要ないかと考えております。先ほど申し上げましたように、インバウンド、外国人旅行者に対する対応に長けた語学、多言語の職員を採用したいとは思っておりますが、これは役場というよりは、観光協会であったりとか、おのおのの事業所になるのではないかと考えているところでございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。これから先もどんどん外国人が、今まで中国だったのですが、どんどん下のほうにおいていっていますので、その辺の言葉がどんどん通じなくなってくる。この先を見据えると。その辺を検討した上で、いろいろな方向性を、いい方向で選んでほしいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

ほかに質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 座間味村課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第53号 座間味村課設置条例の一部を改正する条例については、
原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第54号 座間味村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番 (宮平喜文議員)

これは座間味村税条例、提案理由の中で、固定資産税の適切な評価及び事務執行のため、本条例の一部を改正する必要があるというのが上げる理由ですけれども、次のページの改正後、評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから村長が議会の同意を得て、選任するということであるのですが、言っている意味はよくわかるのですが、そういった経験を有するという、そういう人材的な、あるいはそういう人たちはいるのかどうかということを、まず1点お聞きしたいのと、村長は、固定資産税を課される固定資産が少ないため評価員を設置する必要がないと認める場合においては、自ら評価員の職務を行うことができるか書いていますけれども、非常に理解しづらくて、評価する人がいないときは、村長がやるということなのか、この辺をもう少し具体的に教えていただけますか。

○ 議長 (中村秀克)

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長 (松田 力)

村内でそういう方がいらっしやらないので、万が一起きた場合の措置をとるということで、今回、この2項を追加させてもらっています。

○ 議長 (中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番 (宮平喜文議員)

あくまでも、もちろん固定資産がそういう面で非常に、検認率も含め税金がたくさん取られるということもあると思うのですが、別にその条例に対して反対ではないのですが、若干理解しづらかったものですから、今お聞きしたところです。以上です。わかりました。

○ 議長 (中村秀克)

ほかに質疑ございませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 座間味村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第54号 座間味村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第55号 座間味村支給認定及び保育施設等の利用調整等に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

この議案第55号、56号、57号は、関連の内容だと思うのですが、この条例の制定によって、どのようなことが可能になるのか、簡単に説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

そもそも、今、保育所自体が市町村に権限移譲されていますので、簡単に言えば、保育所を設置する場合は村の認可が必要となっています。その認可を取るに当たって、村が基準とかそういったものを定めないといけないので、そういった内容となってきます。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

わかりました。今、阿佐地区にある、今対応しているところも、きちんと認可を与えて、その辺の整備が可能になってくるということですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今現在ある、阿佐のものに関しては無認可となっていて、県からも指導は受けて、改善命令等は来ています。やはりそういったものもあるものですから、今後、こういった整備をして、きちんとした形に持っていこうと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

わかりました。いいことだと思うのですが、子供たちもたくさんふえて、託児所的なことで困っているお母さんたちもたくさんいますので、早目にそのような認可を与えられるような条件が幾つかあると助かると思いますので、その辺をよろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ございませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 座間味村支給認定及び保育施設等の利用調整等に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第55号 座間味村支給認定及び保育施設等の利用調整等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第56号 座間味村特定保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 座間味村特定保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第56号 座間味村特定保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第57号 座間味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 座間味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第57号 座間味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の

運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第58号 座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

全協のときにも聞いたのですが、この中で大きく変わっているのはオートキャンプサイトとグランピングキャンプサイトだと思うのですが、全協のときにも確認したのですが、何区画を予定しているのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

両方とも1区画ずつを予定しております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

わかりました。全協の際にも、どちらもそれを使った営業行為は考えていないということでしたが、それでよろしいでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

おっしゃるとおり、営業行為に関しては、することは認めるつもりはありません。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

わかりました。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

ほかに質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第58号 座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第59号 座間味村海洋体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

先ほどのくじらの里広場と、この海洋体験施設、これの管理は、先ほど課の編成がありましたけれども、2施設に関しては、管理体制は新しい船舶観光課で管理をするとして理解していいですか。その辺をお願いします。

○ 議長(中村秀克)

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(松田 力)

現在も産業振興課の中で、それを所管しているのは船舶で所管していますので、課の編成を行ったとしても、そのまま現状で船舶観光課に担当は残ります。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

先ほどの課の設置のときに、事務分担、事務分掌の中で、船舶観光課、商工業及び観光に関すること、自然環境に関すること、船舶・バス・運送業に関することとなっていますけれども、それもどちらかに、もしかしたらうたって、どこで管理してどこでやっているということがわかったほうが、私はこの条例に対して反対とかそういうものではなくて、それを明確にしたほうがいいのではないかと思ってお聞きしていますけれども、どうですか。

○ 議長(中村秀克)

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(松田 力)

課に入っています業務に関しては、大まかなことでありまして、また規則で、細かい事務分掌が載っておりますので、この議会が可決された後に、細かい事務分掌についてはまとめていきたいと思っております。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

わかりました。それで今お聞きしますけれども、海洋体験施設は、率直に申し上げて、行政としてうまく管理されていると思いますか。その辺をお聞きします。

○ 議長(中村秀克)

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長(中村 悟)

順調に運営されていると捉えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

そこには確かにいろいろなヨット、サバニ、いろいろなもの等があつて、当然管理費をもらっているということなのですが、私たちが時々そこに入ったり、あるいはまた手前みそで申しわけないのですが、海洋大学のサバニを片づけたり、いろいろやったりするのですが、非常に、倉庫から艇庫まで、これは全協でも譲治議員がその話をちらつとやっていたけれども、管理体制ですね。例えば村が、要するに委託で契約書をもらうことですから、本当に事細かく、要するに契約している数よりもカヌーが多いとか、それからカヤックが多いとか。サバには大きいですから、サバニの管理は大体できると思うのですが、こういうところがどうかという気がしないでもないのですが、本当にこれが、要するにいわばこれも村の歳入としての、一つの収入源ですから、その辺に行き届いているかどうか。再度、それを確認します。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

サバニ、シーカヤック、SUP、ヨット、トレーラー等、個数等も押さえていますので、きちんとした管理はされていると捉えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ございませんか。1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

課長は、きちんと管理されていると言っているのですが、監査でも指摘しているとおおり、抜き打ちで上がってきた数字と艇数を年に1回ほどチェックしに行ったりもするのですが、まず全然数字が合うことはないですので、全協のときにも言いましたが、預けてきちんと納めている艇とそうではない艇を見ればすぐわかるようなステッカーを張るなり、スタンプを張るなりしないと、出入りが多い、毎日ずっと保管しているわけではないので、使う場合には出して、終わったらしまつてという形なので、実際には半分以上ごまかしているのではないかという感じがありますので、その辺はもうちょっとしっかり管理ができるような仕組みがあったほうがいいと思います。あと、全協でも言ったのですが、これだけ艇もふえて、おさまり切らないぐらいになっていますので、艇庫、一番大きいほうに、個人のといいますが、きちんと利用料金を納めているのかもしれませんが、倉庫の中に倉庫がおさめられていますので、その辺、当初、スタート時に艇数が少ないときには、そういう預かり方もオーケーだったのかもしれないのですが、今、こんなに艇数がふえてきた中で、艇庫の中に倉庫を預かるというのはどうかと思いますので、その辺の見直しも考えたほうがいいと思います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

ありがとうございます。管理の方法について、課内でも詰めていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ございませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号 座間味村海洋体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第59号 座間味村海洋体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第60号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。1番 宮平譲治議員。

○ 1番(宮平譲治議員)

この議案第60号、その後に続く61号、62号について、私は同じような意見なのですが、提案理由の中に人事院勧告に基づくとうたわれて、理由として上げられておりますが、この1年半以内に、何度かそういう理由で我々議員、特別職等、何度か上がってきております。その後に職員のものも上がってきておりますが、職員はそういう理由で対応というか、考えてあげるのは当然だと思っているのですが、我々議員とこの後に続く特別職の議案に関しては、それぞれの財政事情も違うと思えますし、また今、我々の予算の上で航路会計から繰り入れをしている状況や、環境目的税等に頼らないと人件費も当てられないような状況等、いろいろ考えてみても、我々はもう少し我慢すべき時期だと私は思っています。来年度からは、フェリーの償還もスタートします。大きい事業もたくさん抱えている中で、あと四、五年はしっかりと財布のひもを締め、我々議員、特別職はもうちょっと我慢する時期だと思っておりますが、ほかの自治体がどのような、同じように勧告が来ていると思うのですが、ほかの自治体はどのように対応したかどのような情報等がありましたら、お願いしたいのですが。

○ 議長(中村秀克)

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(松田 力)

全自治体ではないのですが、近隣の離島村に関しては、今回は行わない、提案しないということは伺っております。この12月でです。

○ 議長(中村秀克)

1番 宮平譲治議員。

○ 1番(宮平譲治議員)

私も何名か知り合いの議員等に確認しても、上がってきているところはないと伺っていますので、課長の今の答弁にもありましたように、必ずしも、人事院勧告から通達が来たからそのまま上げるというのは、私

はいかがなものかと思っていますので、私はこの議案に対して反対したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ございませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

先ほども言いましたが、私はこの議案に対しては反対したいと思います。お願ひします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

これで討論を終わります。

ただいま本案について、反対の発言がございましたので、本案につきましては起立によって採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

それでは議案第60号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に賛成の方は御起立願ひします。

（賛成者起立）

起立多数。よって議案第60号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第61号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

先ほどと同じく、私は、今の村の財政事情を考えると反対したいと思います。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

私は反対したいと思います。今の我が村の財政状況を考えると、額の問題ではなく、提案理由の人事院勧告に基づく理由だけで上げるというのはどうかと思いますので、反対したいと思います。

○ 議長（中村秀克）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

これで討論を終わります。

ただいま本案について、反対の発言がございましたので、本案につきましては起立によって採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

これから議案第61号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案について賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって議案第61号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第62号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

先ほどの議案と同じく反対したいと思います。同じく、今の我が村の財政状況を考えると、もう少し我々、特別職、議員も含めて考えるべきだと思っていますので、反対したいと思います。同じくそのまま決まると思いますが、賛成に起立する方、賛成議員も誰か一言述べてほしいと思います。お願いします。

○ 議長（中村秀克）

次に、原案に賛成者の発言を許します。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

前回、議員の報酬も月額上げた理由に、やはり議員の報酬を上げることによって、議員だけではなくて職員もそうですが、もっと議員職に対して興味を持つ若者をどんどん引き込むという考えを私は持っています。報酬に関しても同じような考え方です。近隣に比べると、職員だけではなく議員も含めて、そんなに高額ではないと思いますので、その辺も含めて賛成討論とします。

○ 議長（中村秀克）

これで討論を終わります。

ただいま本案について、反対の発言がございましたので、本案につきましては起立によって採決を行いた

いと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

お諮りします。これから議案第62号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案について賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数。したがって議案第62号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第63号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第63号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第23. 発議第8号 普天間基地5年以内運用停止の遵守を求める議会決議を議題とします。

発議第8号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第8号は、提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第8号 普天間基地5年以内運用停止の遵守を求める議会決議を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第8号 普天間基地5年以内運用停止の遵守を求める議会決議は、原案のとおり可決されました。

発議第8号

平成30年12月11日

座 間 味 村 議 会
議 長 中 村 秀 克 殿

提出者 座間味村議会
議員 宮平 譲治
賛成者 座間味村議会
議員 宮平 喜文

普天間基地5年以内運用停止の遵守を求める議会決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

普天間基地5年以内運用停止の遵守を求める議会決議

私どもは「世界一危険な普天間基地」の所在する宜野湾市において、沖縄建白書実現を求める活動を、2015年年頭から取り組んでまいりました。

ところで、政府が県民に約束をした「普天間基地5年以内の運用停止」の期限である来年2019年2月18日まで、あと100日を残すばかりとなりました。

つきましては、貴議会におかれまして、この約束の遵守。履行を求める決議を採択していただき、命を脅かされている住民、とりわけ基地被害におびえる子供たちが、安心安全の生活を送ることができるように、お力添えをいただきたく存じます。貴議会において、下記の内容を決議してくださいませう、陳情をいたします。

記

- 1 陳情の内容 普天間基地5年以内運用停止の遵守を求める議会決議
- 2 陳情の趣旨 上記文面のとおり

以上、決議する。

平成30年12月11日

沖縄県座間味村議会

あて先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣

これで本定例会の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって平成30年第4回座間味村議会定例会を閉会します。

閉会（午後4時27分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 宮 平 清 志

署名議員 宮 平 讓 治